

避難実施要領のパターン事例集（別冊）

令和3年6月

目 次

1. 避難実施要領のパターン事例集（別冊）	1
(1) 分類①：屋内避難を行うと考えられる類型（近傍の堅ろうな建築物等に一定時間とどまると考えられる事態）	1
① 弾道ミサイル攻撃	1
ア 【弾道ミサイル着弾前のパターン事例】	1
イ 【弾道ミサイル着弾後のパターン事例】	3
② 航空機による攻撃	10
ア 【航空機による攻撃のパターン事例①】	10
イ 【航空機による攻撃のパターン事例②】	12
③ 交通機関（航空機等）による自爆テロ	16
ア 【交通機関（航空機等）による自爆テロのパターン事例】	16
(2) 分類②：屋内避難が基本と考えられるが、事態の状況により、屋内避難と、市町村の域内・域外避難が混在すると考えられる類型	18
① ゲリラ・特殊部隊による攻撃	18
ア 【ゲリラ・特殊部隊による攻撃のパターン事例】	18
② 原子力施設・コンビナート施設・危険物積載船等への攻撃	23
ア 【発電所への攻撃のパターン事例】	23
イ 【コンビナート施設への攻撃のパターン事例】	28
③ 集客施設等への攻撃	30
ア 【集客施設等への攻撃のパターン事例①】	30
イ 【集客施設等への攻撃のパターン事例②】	36
ウ 【集客施設等への攻撃のパターン事例③】	40
エ 【集客施設等への攻撃のパターン事例④】	44
④ 化学剤・生物剤による攻撃	49
ア 【化学剤・生物剤による攻撃のパターン事例①】	49
(3) 分類③：域内・域外避難を行うと考えられる類型	61
① 着上陸侵攻	61
ア 【着上陸侵攻のパターン事例①】	61
イ 【着上陸侵攻のパターン事例②】	69
ウ 【着上陸侵攻のパターン事例③】	76

本事例集に掲載の事例の中で、作成元の市町村の判別につながると考えられる情報については秘匿しており、編集している箇所もある。

1. 避難実施要領のパターン事例集（別冊）

(1) 分類①：屋内避難を行うと考えられる類型（近傍の堅ろうな建築物等に一定時間とどまると考えられる事態）

① 弾道ミサイル攻撃

ア 【弾道ミサイル着弾前のパターン事例】

図表 1 弾道ミサイル着弾前のパターン事例

避難実施要領(屋内避難)	
〇〇〇 市長 6月 Y日 9時00分現在	
1 〇〇県からの避難の指示の内容	
i)	国の対策本部長は、国民保護法に基づき、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。要避難地域内の住民は建物に避難するとともに、安全が確認されるまでの間、そのまま屋内避難を継続すること。それぞれ、ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気から出来るだけ遮断されるようにし、防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	平成 X 年 6 月 Y 日 8:00
発生場所	—
実行の主体	K国
事案の概要と被害状況	弾道ミサイルの発射準備が認められる。
今後の予測・影響と措置	実際に弾道ミサイルが発射されたときに迅速に対応できるよう、市民に対して、警報の発令に関する情報に注意を促すとともに、市民のとるべき行動について周知する。
気象の状況	天候：曇り 気温 18℃ 風向 南東 風速 5 m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	市全域
ii)	避難先と避難誘導の方針 知事の避難指示を踏まえた対処を基本とし、弾道ミサイル発射前には、それぞれ市民のいる場所の直近の堅牢な建物、建物の地階等（以下「堅牢な建物等」という。）の屋内への避難、屋内の窓から離れた部屋に移動することを原則とする。
避難開始日時	_____
避難完了予定日時	_____
2-3 関係機関の措置	
措置の概要	事態に備え、関係機関との連絡調整を図る。
連絡調整先	〇〇〇 市消防本部（〇〇〇 課）：XXX-XXX-XXXX 〇〇〇 警察署：XXX-XXX-XXXX 陸上自衛隊第 〇〇〇〇 連隊：XXX-XXX-XXXX
3 事態の特性で留意すべき事項	
iii)	1 自力での歩行が困難な者や日本語の理解が不十分な外国人については、付近にある者が避難に関して援助を行うとともに、必要に応じ、災害時要配慮者支援の例によって避難させる。 2 担当職員等は、屋外にいる者が堅牢な建物等に速やかに避難が行えるよう配慮する。 3 市民以外の滞在者についても、屋内への避難誘導について、観光施設・大規模集客施設・店舗等に対して協力を依頼する。

4 住民の行動(基本事項)

屋内避難の指示を受けた場合の対応

屋内にいる場合

- (1) 非常持出し品を準備するとともに、テレビ、ラジオ等を活用し、情報の収集に努める。
- (2) 屋内の環境は、空調及び換気扇を停止し、必要に応じテープで目張りするなど外気を遮断する。
- (3) 現在の場所から別の場所へ避難する場合には、施錠等を行う。
- (4) 出火防止対策を行う。
- (5) 危険動物の逸走対策を行う。
- (6) その他必要と認められる事項

屋内にいない場合

- (1) 徒歩を基本とし、避難のために屋外にいる時間を最小限にとどめる。
- (2) 車両内に在る者は、可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合は、道路の左端に沿ってキーを付けたまま駐車するなど、緊急車の通行に妨げとならない方法とする。
- (3) 原則として、直近の建物等への避難を行うが、屋内への避難が困難なときは、遮へい物の物陰にとどまるか、地面に伏せて頭部を守る行動をとる。
- (4) 周辺で着弾音等不審な音を聞知したときは、当該現場から離れるとともに、市、消防機関又は県警察に連絡する。

iv)

5 情報伝達

避難実施要領の住民への
伝達方法

担当職員等は、市民に対し、防災行政無線、消防防災メール、IP音声告知端末、広報車による伝達や消防団、自主防災組織等を通じた伝達など、あらゆる方法により、警報及び堅牢な建物等の屋内への避難が必要である旨を周知する。

実際に弾道ミサイルが発射され、本市の区域が着弾予想地点に含まれる場合は、J-ALERTシステムにより、最大音量でのサイレン吹鳴が実行される。

v)

避難実施要領の伝達先

伝達先一覧表による

6 緊急時の連絡先

〇〇〇市

電話：XXX-XXX-XXXX

国民保護対策本部

F A X：XXX-XXX-XXXX

(緊急対処事態対策本部)

e-mail：xxx@xxxxx.jp

イ 【弾道ミサイル着弾後のパターン事例】

図表 2 弾道ミサイル着弾後のパターン事例

避難実施要領(弾道ミサイル着弾後)	
〇〇〇 市長 6月 Y日 10時00分現在	
1 都道府県からの避難の指示の内容	
<p>国の対策本部長は、Y日9時10分ころに〇〇〇市 A 地域において発生した爆発について、K国から発射された弾道ミサイルが着弾したとして、国民保護法に基づき警報を発令し、爆心地周辺の〇〇〇市 B地区及びその風下となる〇〇〇市 C 地区を要避難地域として、避難措置の指示を行った。</p> <p style="text-align: center;">(地域特性に関する説明)</p>	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	平成 X 年 6 月 Y 日 9:10
発生場所	〇〇〇市地名A「〇〇〇団地」付近
実行の主体	K国 〇〇
事案の概要と被害状況	〇〇〇市内にミサイル落下。NBC弾の可能性あり。人的・物的被害について調査中。
今後の予測・影響と措置	弾頭の種類に応じて人員除染、地域除染実施。
気象の状況	天候：曇り 気温 18℃ 風向 北西 風速 2 m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	別紙 (地域特性に関する説明)
避難先と避難誘導の方針	<p>爆心地に近い要避難地域の〇〇〇市 B 地区 地名 A、地名 B 及び地名 C 内の住民約400名に対して、ただちに周辺地域から離れ、本日12:00を目途に避難施設 A・避難施設 B へ一時避難させる。</p> <p>更に、着弾地点の風下となり要避難地域に該当する〇〇〇市 C 地区地名 D、地名 E 及び 地名 F 内の住民約450名に対して、本日13:00を目途に避難施設 C・避難施設 D・避難施設 E に一時避難させる。</p> <p>必要に応じ、本日15:00以降、借上げ車両等により、市域の避難施設 F などの大規模避難所または避難先受け入れ先である〇〇市へ移動させる。要避難地域以外の地域も、不要不急の外出を避け、努めて屋内退避を継続。</p>
避難開始日時	6月Y日11:00
避難完了予定日時	_____
2-3 関係機関の措置	
措置の概要	<p>市対策本部は、現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう県警察、消防機関、自衛隊等とともにミサイル落下地点の風上地点に、現地調整所を設け、担当職員を派遣し、現地における調整に当たる。</p>

i)

ii)

iii)

iii)

	<p>その近傍地域に除染所を開設中。消防が消防警戒区域の設定、救助、検知、除染準備を実施中。警察が交通規制、検知、除染準備を実施中。自衛隊に災害派遣要請し、除染準備中。その他、県内消防、緊急消防援助隊に派遣要請を実施。市対策本部は、NBC災害への対応能力を有する専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等の避難所における医療救護活動について県と調整を行う。</p> <p>避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、災害医療機関ネットワークを活用するなど、県と専門医療機関への受入れの調整を行う。</p>
--	--

連絡調整先	<p>本避難実施要領は、市対策本部から各部等、県、消防機関、県警察、自衛隊及び国公私の団体等関係機関に伝達する。</p> <p>県対策本部：市職員2名を派遣 現地調整所：市職員2名を派遣</p> <p>※ 国の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため担当職員等を派遣 その他関係機関：〇〇〇市消防本部（〇〇〇課）：XXX-XXX-XXXX 〇〇〇警察署：XXX-XXX-XXXX 陸上自衛隊第〇〇〇〇連隊：XXX-XXX-XXXX</p> <p>※ 状況が変化した場合等、関係部署間等において緊急に連絡を取る必要が生じたときは、別に示す連絡表の活用を図る。</p>
-------	--

3 事態の特性で留意すべき事項

事態の特性 (除染の必要性等)	<p>弾種、化学弾であれば化学剤の種類（一時性、持久性）によって対応が異なる。地域除染が必要となった場合、屋内避難が数日にわたる可能性あり。要避難地域の住民の状況把握が困難。化学剤の種類によっては、要避難地域での消防団等の活動は困難。</p>
地域の特性	<p>地域の結びつきが強く町内会単位の行動が期待できる。また、要援護者の避難には、町内と連携して介助者を派遣して避難を行う。</p>
時期による特性	<p>低気圧の影響により降雨の可能性はある</p>

4 避難者数(単位:人)

地区名	地名A	地名B	地名C	合計
避難者数(計)	128	197	68	393
うち要支援者数	9	16	1	26
うち外国人等の数	1			1
地区名	地名D	地名E	地名F	合計
避難者数(計)	171	133	136	441
うち要支援者数	6	10	5	21
うち外国人等の数		1		1

* 避難住民の数は、要避難地域における住民基本台帳・要支援者名簿等を参考として算出した概算

5 避難施設

iv)

iv)

5-1 避難施設					
避難先地域	B 地区	B 地区	C 地区	C 地区	C 地区
避難施設名	避難施設 A	避難施設 B	避難施設 C	避難施設 D	避難施設 E
所在地	〇〇市 〇丁目〇番〇号	〇〇市 〇丁目〇番〇号	〇〇市 〇丁目〇番〇号	〇〇市 〇丁目〇番〇号	〇〇市 〇丁目〇番〇号
収容可能人数(人)	450	370	310	130	390
連絡先(電話等)	避難施設 A XXX-XXX-XXXX	避難施設 B XXX-XXX-XXXX	避難施設 C XXX-XXX-XXXX	避難施設 D XXX-XXX-XXXX	避難施設 E XXX-XXX-XXXX
連絡担当者	市本部： 個人名 避難先：	市本部： 個人名 避難先：	市本部： 個人名 避難先：	市本部： 個人名 避難先：	市本部： 個人名 避難先：
その他の留意事項等		体育館のみ			体育館のみ

5-2 一時集合場所				
一時集合場所名	—			
所在地	—			
連絡先(電話等)	—			
連絡担当者	—			
その他の留意事項等	—			

6 避難手段

- 集合場所への移動は、原則として徒歩により行う。
- 担当職員等は、地域の自治会、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。
- 町内ごとの避難場所には、各世帯、事業所等の単位で移動する。
- 自力避難困難者や日本語の理解が不十分な外国人の避難が適切に行えるよう、必要に応じ、避難行動要支援者支援の例によって避難させる。
- 市民以外の滞在者についても、避難誘導について、事業所・店舗等に対して協力を依頼する。

iv)

輸送手段	鉄道・バス・船舶・ 徒歩 その他(要支援者用の車)	
輸送手段の詳細	種類(車種等)	
	台数	
	輸送可能人数	
	連絡先	
輸送力の配分の考え方		
その他輸送手段	要支援者	自力歩行が困難な要支援者等に対しては、避難施設まで市の保有車両による搬送を行う。
	その他(けが人等)	市内の病院及び隣接市の病院と調整し、救急車・ドクターヘリによる搬送を行う。

7 避難経路

v)

避難に使用する経路	主要な避難経路は、「国道 A 号線」、「県道 A 号線」、「県道 B 号線」、「市道 A 線」、「市道 B 線」及び「市道 C 線」とする。詳細は別添地図のとおり。	
交通規制	実施者の確認	〇〇〇 警察署
	規制に当たる人数	●●人程度
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難経路のうち、別紙に示す区間で交通規制を行う。
警備体制	実施者の確認	〇〇〇 警察署
	規制に当たる人数	●●人程度
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。

8 避難誘導方法

8-1 避難(輸送)方法

vi)

地区		B 地区	C 地区
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	—	—
	輸送手段	—	—
	避難先	—	—
	集合時間	—	—
	その他(誘導責任者等)	—	—
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	地名 A、地名 B、地名 C	地名 D、地名 E、地名 F
	輸送手段	徒歩	徒歩
	避難経路	「国道 A 号線」、「国道 B 号線」、「県道 A 号線」及び「市道 A 線」を使用する (詳細は経路図を参照)。	「国道 A 号線」、「国道 B 号線」、「県道 B 号線」、「市道 A 線」、「市道 B 線」及び「市道 C 線」を使用する (詳細は経路図を参照)。
	避難先	避難施設 A、避難施設 B	避難施設 C、避難施設 E 避難施設 D
	避難開始日時	—	—
	避難完了予定日時	6月Y日 12:00	6月Y日 13:00
	その他(誘導責任者等)	—	—

vii)

避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	個別に対応。	個別に対応。
	支援事項	身体状況に応じ個別に対応。	身体状況に応じ個別に対応。
	輸送手段	市保有の車両及び介護事業者へ協力を依頼。	市保有の車両及び介護事業者へ協力を依頼。
	避難経路	国道 A 号線ほか (徒歩避難経路との重複に留意)	国道 A 号線ほか (徒歩避難経路との重複に留意)
	避難先	避難施設 A、避難施設 B	避難施設 C、避難施設 E

vii)

	市内福祉避難所、市内医療機関	避難施設D、 市内福祉避難所、市内医療機関
避難開始日時	6月Y日 11:00	6月Y日 12:00
避難完了予定日時	6月Y日 15:00	6月Y日 15:00

8-2 職員の配置方法

- (1) 市対策本部は、避難住民の誘導の指揮を行う。
- (2) 派遣する職員は別に定める。
- (3) 避難誘導員の配置については、次に示すとおり、避難経路の要所に担当職員等を避難誘導員として配置するとともに、連絡所を設置するなど、円滑な避難誘導の実施に努める。この場合において、連絡所には、必要に応じ救護所を設け、負傷者や体調不良者等への対応を行う。
また、避難誘導員は、現地調整所との避難の開始時及び終了時等に必要な連絡を行い、現地調整所は、市対策本部との連絡を行う。

配置場所	「B地区」「C地区」の避難場所と「国道A号線」、「国道A号線」、「県道A号線」、「県道B号線」、「市道A線」、「市道B線」及び「市道A線」の主要な交差点（●●箇所）
人数	避難場所にはそれぞれ5名を配置する。 主要な交差点にはそれぞれ1名を配置する。 ※ 配置図に職員名と連絡先を記載する。
現地調整所	連絡要員を2名配置。

8-3 残留者の確認方法

確認者	市職員・消防職員・消防団員（各地区10名：誘導に当たらない職員等から割り当て）
時期	6月Y日 13:00 開始
場所	（B地区）地名A、地名B及び地名C （C地区）地名D、地名E、及び地名F
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ、戸別訪問
措置	残留者に対し避難するよう説得するとともに、残留の状況について把握しておく。
終了予定日時	6月Y日 15:00 開始までに終了するよう活動を実施する。

8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法

食事時期	—（徒歩避難時は提供せずに、避難施設にて提供。）
食事場所	—
提供する食事の種類	—
実施担当部署	—

8-5 追加情報の伝達方法

避難誘導員による連絡、防災行政無線、広報車等

9 避難時の留意事項(主に住民)

自宅から避難する場合の留意事項

基本事項

viii)

<p>(1) 避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等身分を証明するもの、最小限の着替えや日常品、非常持ち出し品等を携行するものとする。</p> <p>(2) 出火防止対策を行い、施錠等を行う。</p> <p>(3) 隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。</p>	
<p>事態の特性</p>	
<p>(1) 避難の際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力控えるため、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等の着用、マスクや折り畳んだハンカチ等を口及び鼻に当てさせること。</p> <p>(2) 車両内に在る者は、可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合は、道路の左端に沿ってキーを付けたまま駐車するなど、緊急車の通行に妨げとならない方法とする。</p>	
<p>時期の特性</p> <p>降雨も予想されることから、着替えや雨合羽の準備が必要である。</p>	
<p>避難場所での対応</p>	
<p>(1) 避難場所に到着した場合は、自主防災組織のリーダー、町内会長等のもとに集合する。</p> <p>(2) 汚染の恐れのある者には、自ら申告させるよう努める。この場合において、申告者には、汚染の有無について検査を実施し、体調の変調に注意するよう呼び掛けるとともに、体調の変調に注意するよう呼び掛けるとともに、体調の悪化を確認したときは、専門医やDMA T（災害派遣医療チーム）等の協力を得て病院等に移送する。</p>	
<p>10 誘導に際しての留意事項(職員の心得・安全確保・服装等)</p>	
<p>ア 避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。</p> <p>イ 特殊標章等を携帯すること。</p> <p>ウ 災害用被服や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。</p> <p>エ 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を旨るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。</p> <p>オ 避難誘導の際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力控えるため、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等の着用、マスクや折り畳んだハンカチ等を口及び鼻に当てさせること。</p>	
<p>11 情報伝達</p>	
<p>避難実施要領の住民への伝達方法</p>	<p>(1) 担当職員等は、広報車による伝達等あらゆる手段を活用し、要避難地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。この場合において、爆心地に特に近接する B 地区に住民への伝達については、防護服を装備した者が伝達する。</p> <p>(2) 担当職員等は、避難実施要領について、要避難地域内に在る町内会長、自主防災会長等に情報を伝達し、住民への周知を依頼する。</p> <p>(3) 担当職員等は、民生委員、児童委員、障害者団体、自主防災組織等と連携し、要配慮者への伝達を行う。</p> <p>(4) 担当職員等は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容について情報提供する。</p>

	(5) 非常持出し品を準備するとともに、テレビ、ラジオ等を活用し、情報の収集に努めるよう促す。
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による
職員間の連絡手段	別添電話番号表一覧による
12 緊急時の連絡先	
〇〇〇市	電話：XXX-XXX-XXXX
国民保護対策本部	F A X：XXX-XXX-XXXX
(緊急対処事態対策本部)	e-mail：xxx@xxxxxx.jp

② 航空機による攻撃

ア 【航空機による攻撃のパターン事例①】

図表 3 航空機による攻撃のパターン事例①

避難実施要領	
〇〇市長	
月 日 時 分現在	
屋内避難	
1 〇〇県からの避難の指示の内容	
i)	<p>飛行機による航空攻撃。 〇〇県より某国からの爆撃機が本市方面へ飛来予測との連絡が入った。 攻撃目標が判断できないことから、屋内避難の指示を行い、着弾の情報により「弾道ミサイル落下時対応マニュアル」を準用した対応を取る。</p>
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	市域全域
実行の主体	某国
事案の概要と被害状況	爆撃機が飛来。本市が攻撃目標となっているか不明。投下物の内容についての情報もなし。
今後の予測・影響と措置	爆撃機が本市上空を通過した場合、爆発物の投下が予想される。 攻撃目標が確認できないことから、市域全体で屋内避難を実施。 本市域内への爆発物の投下情報が確認された場合は、「弾道ミサイル落下時対応マニュアル」を準用した対応を取る。
気象の状況	天候： 気温 ℃ 風向 風速 m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	市域全域
ii)	<p>避難先と避難誘導の方針</p> <p>屋内避難。屋内へ避難できない場合は、構造物に身を隠すか、なるべく姿勢を低くして対応。</p>
避難開始日時	飛来予定時刻が事前に判明していれば1時間前より屋内避難指示を行う。 飛来時刻が不明の場合は、情報確認後速やかに実施。
避難完了予定日時	爆撃機による爆弾投下がなければ、機影が確認できなくなった時点で避難指示を解除。 被害が発生した場合は、投下物、火災の処理が全て終了し、安全が確保された段階で避難指示を解除。

iii)

2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	<p>防災対策課：同報系防災行政無線、あんしんメールによる屋内避難指示。及び経過情報の伝達。 警察、自衛隊への本部設置連絡と投下物の対応準備依頼。 秘書課：ホームページ及びSNSによる情報提供。 消防：投下物による火災及び救急事案への対応準備。 各施設管理者：利用者の避難行動の誘導。 警察及び自衛隊：投下物の対応準備。</p>
連絡調整先	対策本部設置時連絡先による。
3 事態の特性で留意すべき事項	
	<p>攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難を市域全域で取る必要がある。投下物による破壊、火災が発生した場合は、「弾道ミサイル落下時対応マニュアル」を準用し、避難範囲等の設定などの対応を行う。</p>
4 住民の行動(基本事項)	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
	屋内にいる場合
	<p>ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。 同報系防災行政無線、安心メール、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。</p>
	屋内にいない場合
	できる限り近隣の堅牢な建物等に避難する。
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	同報系防災行政無線、あんしんメール、SNS、ホームページ
避難実施要領の伝達先	市域全域
6 緊急時の連絡先	
〇〇市	電話：XXX-XXX-XXXX
国民保護緊急対処事態対策本部	FAX：XXX-XXX-XXXX

イ 【航空機による攻撃のパターン事例②】

図表 4 航空機による攻撃のパターン事例②

避難実施要領		
〇〇町長		
1月1日17時20分現在		
1 県からの避難の指示の内容		
別添のとおり		
2 事態の状況、関係機関の措置		
2-1 事態の状況		
発生時期	1月1日 火曜日 17:35頃 (予想時刻)	
発生場所	〇〇町 A地区(攻撃予想地点)	
実行の主体	個人所有の小型飛行機	
事案の概要と被害状況	本日、午後4時と午後4時50分ごろ、A県とB県のダムで小型飛行機の墜落事故が発生、国から国内のライフライン施設に対する警戒指示が出され、町では A地区の上水道施設の警戒を実施。その後、県から、C県から小型飛行機が離陸し、当町に向かっているとの情報があり、A地区の上水道施設が攻撃目標である場合に備え、施設流域の住民を避難させる必要がある。	
今後の予測・影響と措置	上水道施設に墜落した場合、上水道施設及び河川堤防が決壊する可能性があるため、可能な限り事前に避難を実施する。	
気象の状況	天候 曇りのち雪 気温 -1℃ 風向 西 風速: 5 m/s	
2-2 避難住民の誘導の概要		
要避難地域	〇〇町 A地区、B地区、C地区	
避難先と避難誘導の方針	上記地区の住民を、自家用車両又は町、社協の公用車で 避難施設 A 及び 避難施設 B へと避難させる。	
避難開始日時	1月1日 火曜日 17:15	
避難完了予定日時	1月1日 火曜日 18:30	
2-3 関係機関の措置等		
措置の概要	警察:	・上水道施設への立入規制、A・B・C地区での避難広報を実施。
	消防:	・町職員、社協、施設関係者と共同して住民避難、要援護者の介助等を実施。
	鉄道事業者:	・下流域のJR〇〇線は、17:15から運行停止。
	バス事業者:	・町内路線バスは、全線運行停止。
連絡調整先	県対策本部: 町職員2名を派遣 現地調整所: 町職員2名を派遣 その他関係機関: 連絡先は別添のとおり	
3 事態等の特性で留意すべき事項		
事態の特性 (除染の必要性等)	当町が攻撃を受ける場合、上水道施設が標的となると思われるが、他の場所に墜落することも考えられるため、A・B・C地区以外の町内全域の住民に対して、堅牢な建物での屋内避難を指示する。また、上水道施設内に墜落した場合は、油等の流出による水の汚染で、長期にわたり環境に影響を及ぼす可能性もある。	
地域の特性	A～C地区間の道路幅はせまく、避難車両と工作車両の運航に支障をきたす恐れがある。	

i)

ii)

iii)

時期による特性	正月のため帰省等により人の出入りが予想されるので、住基データ等だけでなく家族等に確認し、確実な避難を行う必要がある。			
4 避難者数(単位:人)				
地区名	A 地区	B 地区	C 地区	合計
避難者数(計)	50名	50名	50名	150名
うち要援護者数	7名	7名	7名	21名
うち外国人等の数	0名	0名	0名	0名
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	A 地区 避難施設 A	D 地区 避難施設 B		
避難施設名	避難施設 A 体育館	南別館		
所在地	(〇〇市〇丁目〇番 〇号)	(〇〇市〇丁目〇番 〇号)		
收容可能人数(人)	200名	150名		
連絡先(電話等)	XXX-XXX-XXXX	XXX-XXX-XXXX		
連絡担当者	町本部: 個人名 避難先: 個人名	町本部: 個人名 避難先: 個人名		
その他の留意事項等				
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名	—	—		
所在地	—	—		
連絡先(電話等)	—	—		
連絡担当者				
その他の留意事項等				
6 避難手段				
輸送手段	・鉄道 ・バス ・船舶 ・ 徒歩 ・ その他 (自家用車等)			
輸送手段 の詳細	種類(車種等)	自家用車は詳細不明、公用車は普通乗用自動車のみ		
	台数	自家用車は台数不明、公用車は7台(セダン5台、ワンボックス2台)		
	輸送可能人数	公用車→1回で34名の搬送が可能		
	連絡先	輸送従事者一覧表に記載のとおり		
輸送力の配分の考え方	基本的には、自家用車による避難を依頼。自家用車を保有していない住民は、公用車で搬送。			
その他の 輸送手段	要援護者	自力歩行が困難な要援護者については、町の公用車で輸送を行う。(事前把握はできていない。)		
	その他 (入院患者等)	なし		
7 避難経路				
避難に使用する経路	指定なし。			
交通 規制	実施者の確認	〇〇警察署		
	規制にあたる人数	約30名		
	規制場所	上水道施設へ通じる道路は、全線通行止め。		

iv)

警備体制	実施者の確認	〇〇警察署	
	規制にあたる人数	約50名(〇〇警察署及び隣接警察署からの応援部隊) ・避難経路及び避難所に配置。	
	実施場所		
8 避難誘導方法			
8-1 避難(輸送)方法			
地区	A ・ B ・ C 地区		
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	一時避難は行わない。	
	輸送手段	同上	
	避難先	同上	
	集合場所	同上	
	その他(誘導責任者等)	同上	
	誘導の実施単位	各地区単位	
	輸送手段	主に自家用車等	
	避難経路	指定なし。(7のとおり)	
避難施設への避難方法	避難先	避難施設 A 及び 避難施設 B	
	施設受入開始日時	1 月 1 日 火 曜日	:
	避難完了予定日時	1 月 1 日 火 曜日	18 : 30
	その他(誘導責任者等)		
v) 要援護者等の避難方法	誘導の実施単位	災害時要援護者の避難支援プランに基づいて個別に設定。	
	要援護者への支援事項	要援護者の区分に応じた対応を実施。	
	輸送手段	福祉課及び社協の車両(公用車)	
	避難経路		
	避難先	避難施設 A 及び 避難施設 B	
		施設受入開始日時	1 月 1 日 火 曜日
	避難完了予定日時	1 月 1 日 火 曜日	18 : 30
8-2 職員の配置方法			
配置人数	避難先の: 避難施設 A 、 避難施設 B 、 避難用車両の運転手(7台)		
人数	13名(2箇所×3名、7台×1名)※配置図に職員名と連絡先を記載する。		
現地調整所	連絡要員2名を配置。		
8-3 残留者の確認方法			
確認者	町職員及び地元消防団(合計10名)		
時期	18:15		
場所	A ・ B ・ C 地区		
方法	広報車、消防車等による呼びかけ、戸別訪問		
措置	残留者に避難するよう求める。		
終了予定日時	18:30		
8-4 避難誘導時の食料の支援・提供方法			
食事時期	18:30から順次おにぎり等を提供する。		
食事場所	避難施設内		
提供する食事の種類	当面は、避難所近隣のスーパー等に行き出しを行う		
実施担当部署	福祉課		
8-5 追加情報の伝達方法			
・避難者の不安を和らげるため、事態の推移、現場付近の状況等の情報を都度提供する。(口頭)			
・避難所にテレビを設置。			

9 避難時の留意事項(主に住民)	
	避難時は、現金等の貴重品、自動車運転免許証等の身分を証明するものを携行させる。戸締まりを実施してもらい、可能な限り玄関に「全員避難済み」等の張り紙をしてもらう。
基本事項	
自宅から避難する場合の留意事項	事態の特性 飛行機の燃料の残量によるが、いずれにせよ避難状態が数日に及ぶ可能性はないと思われる。
	時期の特性 避難時に防寒着を用意してもらう。
一時集合場所での対応	本件では、一時避難を行わず直接避難所に避難させるため、対応なし。
10 誘導に際しての留意事項(職員)	
職員は、冷静な態度で職務に従事し、住民に不安を与えないよう努めること。 職員は、周囲の状況把握に努め、事故防止に努めること。	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線や広報車・消防車等を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達。伝達先としてあらかじめ指定していた地区会長等にFAX等により送付。
避難実施要領の伝達先	伝達一覧表による。
職員間の連絡手段	別途電話番号一覧表による。
12 緊急時の連絡先	
〇〇町緊急対処事態対策本部	電話: XXX-XXX-XXXX FAX: XXX-XXX-XXXX

③ 交通機関（航空機等）による自爆テロ

ア 【交通機関（航空機等）による自爆テロのパターン事例】

図表 5 交通機関（航空機等）による自爆テロのパターン事例

避難実施要領	
〇〇〇 市長	
2018年 9月 1日 10時 30分現在	
屋内避難	
1 県からの避難の指示の内容	
避難地域：〇〇〇 市全域	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	2018年 9月 1日(金) 10:00頃
発生場所	
実行の主体	
事案の概要と被害状況	テロ組織によってハイジャックされた民間航空機が1時間程度で〇〇〇 北方沖を通過もしくは墜落する可能性がある。
今後の予測・影響と措置	対応に時間がないことから、屋内避難を呼びかけるとともに、安全を確認する。
気象の状況	天候：曇り 気温：30℃ 風向：南 風速：9m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	市全域
避難先と避難誘導の方針	市全域の住民を徒歩で避難施設もしくは堅牢な建物内へ避難させる。
避難開始日時	2018年 9月 1日(金) 10:30
避難完了予定日時	2018年 9月 1日(金) 12:30
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	防災行政無線等による屋内避難の呼びかけ
連絡調整先	県現地対策本部：市職員2名を派遣 現地調整所：市職員2名を派遣 その他関係機関：道路管理者
3 事態の特性で留意すべき事項	
航空機の飛行経路が不明確であるため、情報収集を行う必要がある。	
4 住民の行動(基本事項)	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	そのまま屋内に留まる。
屋外にいる場合	近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設、建築物の地階等へ避難する。

i)

ii)

iii)

5 情報の伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線を用いて市全域を対象に避難実施要領の内容を伝達。市ホームページ等掲載、広報車、消防車両を活用。
避難実施要領の伝達先	関係機関連絡先一覧による。
6 緊急時の連絡先	
〇〇〇市 国民保護/緊急対応事態対策本部	電話: xxx-xxx-xxxx FAX: xxx-xxx-xxxx

(2) 分類②：屋内避難が基本と考えられるが、事態の状況により、屋内避難と、域内・域外避難が混在すると考えられる類型

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃

ア 【ゲリラ・特殊部隊による攻撃のパターン事例】

図表 6 ゲリラ・特殊部隊による攻撃のパターン事例

避難実施要領							
							〇〇〇市長
							7月 1日 7時00分現在
市域外避難							
1 〇〇県からの避難の指示の内容							
別添のとおり（知事の指示があった場合のみ市域外避難の実施が可能）							
2 事態の状況，関係機関の措置							
2-1 事態の状況							
発生時期	平成 年 月 日						
発生場所	〇〇ダムを想定（隣接 A 市）						
実行の主体	〇〇発電所を攻撃したと思われる武装工作員						
事案の概要と被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・拘束された武装工作員の供述により，〇〇ダムを爆破する可能性が判明 ・被害は現在までのところなし。 						
今後の予測・影響と措置	対応に時間を要することが予想されることから，数日間は避難施設にとどまることを考慮することが必要。						
気象の状況	天候：晴れ 気温：28℃ 風向：西 風速：2m/s						
2-2 避難住民の誘導の概要							
要避難地域	A 地区，B 地区，C 地区						
避難先と避難誘導の方針	要避難地域の住民を隣接 B 市に避難させる。						
避難開始日時	7月1日（日） 10：00						
避難完了予定日時	7月1日（日） 15：00						
2-3 関係機関の措置等							
措置の概要	警察：交通規制，避難車両の誘導，住民避難後の社会秩序の維持（犯罪の予防，取締り，相談体制） 自衛隊：〇〇ダム及び同周辺地域を警戒						
連絡調整先	<ul style="list-style-type: none"> ・県対策本部及び現地調整所に職員を派遣（人数別示） ・その他の関係機関：連絡先は別添のとおり 						
3 事態等の特性で留意すべき事項							
事態の特性（除染の必要性等）	ダムを破壊した武装工作員が潜伏・攻撃するおそれがあることから，下流域にある要避難地域内の避難誘導にあたっては，警察及び自衛隊と連携し安全を確保しながら実施すること。						
地域の特性	地域の結びつきは温度差があり，自治会単位での行動はあまり期待できない。						
時期による特性	日中は気温が上がることから，脱水症に注意が必要						
4 避難者数（単位：人）							
地区名	B地区	A地区	D地区	E地区	F地区	G地区	合計
避難者数（計）	176	431	380	557	491	269	2,334
うち要配慮者数							
うち外国人等の数		1	4		18		23

i)

ii)

5 避難施設					
5-1 避難施設					
避難先地域	隣接B市	隣接B市	隣接B市	隣接B市	
避難施設名	避難施設A	避難施設B	避難施設C	避難施設D	
所在地	〇市〇丁目〇番〇号	〇市〇丁目〇番〇号	〇市〇丁目〇番〇号	〇市〇丁目〇番〇号	
収容可能人数(人)	427	810	1,044	366	
連絡先(電話等)	XXX-XXX-XXXX	XXX-XXX-XXXX	XXX-XXX-XXXX	XXX-XXX-XXXX	
連絡担当者	〇〇 ××	〇〇 ××	〇〇 ××	〇〇 ××	
その他の留意事項	なし	なし	なし	なし	
5-2 一時集合場所					
一時集合場所名	一時集合場所A	一時集合場所B	一時集合場所C	一時集合場所D	
所在地	〇市〇丁目〇番〇号	〇市〇丁目〇番〇号	〇市〇丁目〇番〇号	〇市〇丁目〇番〇号	
収容可能人数(人)	200	200	960	228	
連絡先(電話等)		XXX-XXX-XXXX	XXX-XXX-XXXX	XXX-XXX-XXXX	
連絡担当者	〇〇 ××	〇〇 ××	〇〇 ××	〇〇 ××	
一時集合場所名	一時集合場所E	一時集合場所F	一時集合場所G	一時集合場所H	一時集合場所I
所在地	〇市〇丁目〇番〇号	〇市〇丁目〇番〇号	〇市〇丁目〇番〇号	〇市〇丁目〇番〇号	〇市〇丁目〇番
収容可能人数(人)	44	200	1,444	1,224	100
連絡先(電話等)	XXX-XXX-XXXX		XXX-XXX-XXXX	XXX-XXX-XXXX	
連絡担当者	〇〇 ××	〇〇 ××	〇〇 ××	〇〇 ××	〇〇 ××
その他の留意事項	武装工作員が潜伏・攻撃するおそれがあることから、集合に際しては周辺の状況に十分注意すること。				
6 避難手段					
輸送手段	鉄道・ バス ・船舶・徒歩・その他(要配慮者用の車)				
輸送手段の詳細	種類(車種等)	観光仕様バス(55人)		中型バス(25人)	
	台数	37台		14台	
	輸送可能人数	2035人		378	
	連絡先	A 交通: XXX-XXX-XXXX 大型 3両, 中型 2両 B バス: XXX-XXX-XXXX 大型 6両 C 交通: XXX-XXX-XXXX 大型 1両 D 交通: XXX-XXX-XXXX 大型 3両, 中型 4両 E 交通: XXX-XXX-XXXX 大型 2両, 中型 4両 F 交通: XXX-XXX-XXXX 大型 22両, 中型 4両			
輸送力の配分	一時集合場所A	一時集合場所B	一時集合場所C	一時集合場所D	
	〇市〇丁目〇番〇号	〇市〇丁目〇番〇号	〇市〇丁目〇番〇号	〇市〇丁目〇番〇号	
	大型×2	大型×1, 中型×1	大型×8	大型×4 中型×1	
	一時集合場所E	一時集合場所F	一時集合場所G	一時集合場所H	一時集合場所I
	〇市〇丁目〇番〇号	〇市〇丁目〇番〇号	〇市〇丁目〇番〇号	〇市〇丁目〇番〇号	〇市〇丁目〇番〇号

iii)

iv)

iv)

			〇市〇丁目〇番〇号	〇市〇丁目〇番〇号	
	中型×2	大型×5	大型×7	大型×10 中型×5	中型×4
その他の輸送手段	要配慮者 その他(入院患者等)	要配慮者については、避難施設まで要配慮者施設及び市の保有する車両により搬送する。不足する場合は、自衛隊・消防に支援を要請する。			

7 避難経路

避難に使用する経路		主要な避難経路は国道 A 号線～〇〇道
交通規制	実施者の確認	〇〇警察署, 隣接 A 市 警察署
	規制にあたる人数	50人規模
	規制場所	住民を速やかに避難させる必要があるため、警察が主要な避難経路で交通規制を実施する。細部は、警察との調整による。
警備体制	実施者の確認	〇〇警察署, 陸自 〇〇 隊
	規制にあたる人数	50人規模
	規制場所	バス車列の前後の警備を警察又は陸自 〇〇 隊が実施する。

8 避難誘導方法

8-1 避難(輸送)方法

地区		B地区	A地区	D地区	
		E地区	F地区	G地区	
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	各常会又は町内会毎			
	輸送手段	徒歩			
	避難先	一時集合場所A	一時集合場所B	一時集合場所C	
		一時集合場所D	一時集合場所E	一時集合場所F	
		一時集合場所G	一時集合場所G	一時集合場所G	
	集合時間	7月1日(日) 09:30			
	その他(誘導責任者等)	各常会長			
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	各常会又は町内会毎			
	輸送手段	バス			
	避難経路	国道 A 号線～〇〇IC～〇〇道～隣接 B 市 IC～			
	避難先	避難施設 A	避難施設 B	避難施設 C	避難施設 D
	避難完了予定日時	7月1日(日) 11:00			
	その他(誘導責任者等)	〇〇	××	△△	〇〇

v)

v)

要配慮者等の避難方法	誘導の実施単位				
	要配慮者への支援事項	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者支援班を編成 ・要配慮者の状況に応じた対応を実施 			
	輸送手段	要配慮者施設から借用した車両及び市所有車両			
	避難経路	国道 B 号線～〇〇 IC～〇〇道～〇〇 IC～国道 C 号線			
	避難先	社会福祉法人 〇〇〇 (〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号)			
	避難開始日時	7月1日(日) 09:30			
	避難完了予定日時	7月1日(日) 11:00			
8-2 職員の配置方法					
配置場所	避難先施設、一時集合場所及び主要な交差点				
人数	避難先施設には調整要員を含めて5名、一時集合場所には3名配置する。				
現地調整所	連絡要員を2名配置				
8-3 残留者の確認方法					
確認者	職員・消防団員10名、車両5両				
時期	7月1日(日) 09:30				
場所	〇〇市 A、B、C 地区				
方法	広報車での呼びかけ、戸別訪問				
措置	残留者に対し、避難するよう求める。				
終了予定日時	7月1日(日) 11:30				
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法					
食事時期	7月1日(日) 夕食から支給				
食事場所	避難先施設				
提供する食事の種類	当初は市の備蓄食糧、事後現地調達による弁当。状況により、〇〇県、隣接B市又は自衛隊に支援を要請				
実施担当部署	対策本部厚生部救護班(給食)				
8-5 追加情報の伝達方法					
避難誘導に配置した職員による連絡、携帯電話、広報車等					
9 避難時の留意事項(主に住民)					
9-1 自宅から避難する場合の留意事項					
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者は、食糧、貴重品、薬、パスポートや運転免許証等身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持ち出し品等を携行する。 ・隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。 				
事態の特性	潜伏している武装工作員による発砲のおそれがあり、細心の注意が必要				
時期の特性	日中は気温が上がることから、こまめな水分補給による脱水症に注意が必要				
9-2 一時集合場所での対応					
<ul style="list-style-type: none"> ・到着後は、自治会長(町内会・常会長)・役員の下に集合する。 ・要配慮者は、要配慮者支援班が対応する。 					
10 誘導に際しての留意事項(職員)					
(心得・安全確保・服装等)					
<ul style="list-style-type: none"> ・職員は冷静沈着に、規律ある態度であること。 ・市作業服、名札等の着用により、職員(誘導員)であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求める。 					

vi)

1 1 情報伝達	
避難実施要領等の 住民への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・音声告知放送，ケーブルテレビ，防災一斉メール，HP，広報車による伝達 ・音声告知放送・HP掲載文 <p>「〇〇市からの緊急連絡です。6月27日に〇〇発電所を攻撃した武装工作員による〇〇ダムを爆破する可能性が高まっています。</p> <p>よって，A，B，C地区に避難指示を発令します。ただちに，避難を開始してください。</p> <p>《避難について》</p> <p>避難は市で一斉輸送を行いますので，本日09：30までにB地区の方は一時集合場所A，一時集合場所Bへ，A地区の方は，一時集合場所Cへ，C地区の方は一時集合場所D・一時集合場所E・一時集合場所F・一時集合場所G・一時集合場所H・一時集合場所Iへ集合してください。」そこから，隣接B市の避難所へ移送します。</p> <p>この際，自動車の使用は介護を要する人とその介護者に限ります。</p> <p>《携行品について》</p> <p>最低限の食糧，飲料水，懐中電灯，ラジオ，身分証明書，薬，着替え（防寒着）などを準備してください。</p> <p>その他の地域の方は，不要な外出を控え，自宅等で待機してください。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災一斉メール広報車伝達文 <p>「〇〇市からの緊急連絡です。武装工作員による〇〇ダムを爆破する可能性があります。A，B，C地区の方は隣接B市に避難しますので，本日09：30までにB地区の方は一時集合場所A，一時集合場所Bへ，A地区の方は，一時集合場所Cへ，C地区の方は，一時集合場所D・一時集合場所E・一時集合場所F・一時集合場所G・一時集合場所H・一時集合場所Iへ集合してください。」</p>
避難実施要領の伝達先	<ul style="list-style-type: none"> ・要避難地域住民 ・自治会長へは電話による伝達
職員間の連絡手段	電話番号表による。
1 2 緊急時の連絡先	
〇〇市 国民保護／ 緊急対処事態対策本部	電話：xxx-xxx-xxxx F A X：xxx-xxx-xxxx

② 原子力施設・コンビナート施設・危険物積載船等への攻撃

ア 【発電所への攻撃のパターン事例】

図表 7 発電所への攻撃のパターン事例

避難実施要領 (第1報)	
○ ○ 村 長 8月21日 14時〇〇分現在	
1 ○〇県からの避難の指示の内容	
(地域特性に関する説明)	
2 事態の状況及び関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	平成24年8月21日(火) 12:15頃
発生場所	〇〇〇発電所(〇〇村〇丁目〇番〇号)
実行の主体	所属不明のテログループ
事案の概要と被害状況	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇〇発電所構内で爆発が発生、テログループと警察が発電所建屋付近で対峙。 (地域特性に関する説明)
今後の予測・影響と措置	<ul style="list-style-type: none"> (地域特性に関する説明)、周辺地域の住民等を早急に避難させる必要がある。 また、対応には相応の時間を要することが予測され、加えて事態の拡大も懸念されることから、数日間避難施設にとどまることを考慮する必要がある。
気象の状況	天候： 気温： 風向：
2-2 避難の必要性等	
要避難地域	〇〇〇発電所から半径〇kmの範囲にある地域
避難先	要避難地域以外の隣接A市内の一時避難所
避難誘導の方針	<ul style="list-style-type: none"> 要避難地域の住民を(地域特性に関する説明)避難させ、状況の推移を注視し、更に広域的な避難が必要となる可能性を考慮し、周辺市町村・関係機関と避難の調整を行う。 避難の方法について、自家用車等により自力で避難できる場合は、避難所及び避難経路を示したうえで、自家用車等で避難させる。 自力で避難できない村民等は、村内の一時集合場所に集合させ、バスや村有車、自衛隊の車両等により避難させる。 この際、県警察、海上保安部及び自衛隊からの情報、助言により適宜修正し、柔軟に対応する。
避難開始日時	平成24年8月21日(火) 14:30を目途とする。
避難完了予定日時	平成24年8月21日(火) 中に一時避難所へ収容する。
2-3 関係機関の措置等	

i)

ii)

ii)

措置の概要	県：緊急対処事態対策本部設置
	県警察：立入禁止区域設定、交通規制、避難誘導を実施
	消防：消防警戒区域を設定、負傷者の救助・搬送、避難誘導を実施
	自衛隊：発電所周辺の警戒、避難誘導を実施
	海上保安部：周辺海域の警戒、県警察の交通規制に協力
	〇〇交通、〇〇観光バス：〇〇村、隣接A市内は運行見合わせ
	J R 〇〇：〇〇線、〇〇線は運行見合わせ
	N E X C O 〇〇：〇〇IC、〇〇IC、〇〇ICで降車規制、〇〇JCT～〇〇JCT（〇〇自動車道）で通行規制
連絡調整先	県対策本部：〇〇県庁危機管理センター ・村職員1名を派遣し、情報収集等を行う。
	村現地対策本部：〇〇〇〇（施設名） ・あらかじめ指定する職員9名を派遣し、発電所内や関係機関の情報を共有し、各機関と活動内容を調整し、国、県その他関係機関とともに対応方針決定会議等に出席して避難等の対応方針を決定する。
	バス等の運行は、県対策本部（避難調整局）等と調整して行う。

3 事態等の特性で留意すべき事項

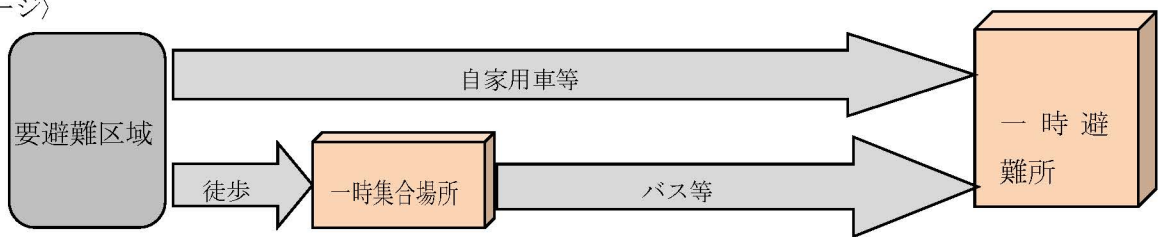
事態の特性	・要避難地域内の避難誘導にあたっては、県警察、自衛隊と連携し、(事案に関する情報)を常に入手して安全を確保しながら行うこと。 ・ (地域特性に関する説明)
地域の特性	集落(自主防災組織)単位で行動する。
時期の特性	夏季のため、熱中症など避難者の体調管理に注意すること。

4 避難の概要

〇〇村内全域の村民等のうち自家用車等により自力で避難することが可能な者は、一時避難所へ直接避難させる。その他の村民等は一時集合場所に集合させ、バス等により一時避難所へ避難する。(

地域特性に関する説明)

〈イメージ〉



iii)

4-1 要避難地域及び避難者数

要避難地域名	世帯数	住民数	要避難地域名	世帯数	住民数
A地区	〇〇	〇〇	L地区	〇〇	〇〇
B地区	〇〇	〇〇	M地区	〇〇	〇〇
C地区	〇〇	〇〇	N地区	〇〇	〇〇
D地区	〇〇	〇〇	O地区	〇〇	〇〇
E地区	〇〇	〇〇	P地区	〇〇	〇〇

iv)

F地区	〇〇	〇〇	Q地区	〇〇	〇〇
G地区	〇〇	〇〇	R地区	〇〇	〇〇
H地区	〇〇	〇〇	S地区	〇〇	〇〇
I地区	〇〇	〇〇	T地区	〇〇	〇〇
J地区	〇〇	〇〇			
K地区	〇〇	〇〇	合計	〇〇〇	〇〇〇

住民基本台帳上の登録人口であり、外出者や自主避難者等を考慮すると、避難を要する実数はこれよりも少ないものと想定される。

iv)

4-2 一時集合場所、一時避難所及び避難先避難所

区分	名称	所在	収容(人)
一時集合場所	一時集合場所A	〇〇村〇丁目〇番〇号	〇〇
	一時集合場所B	〇〇村〇丁目〇番〇号	〇〇
	一時集合場所C	〇〇村〇丁目〇番〇号	〇〇
	一時集合場所D	〇〇村〇丁目〇番〇号	〇〇
	一時集合場所E	〇〇村〇丁目〇番〇号	〇〇
	一時集合場所F	〇〇村〇丁目〇番〇号	〇〇
一時避難所	一時避難所A	〇〇村〇丁目〇番〇号	〇〇

※〇km以上の避難を要する事態に至った場合の避難先は、別に定める

5 避難の方法

5-1 地域別の避難方法

避難者を地区ごとに6つのグループに分け、避難を行う。

5-2 避難手段の概要

避難手段	<ul style="list-style-type: none"> 一時集合場所から一時避難所までは、原則として村及び県等が手配した指定地方公共機関のバス又は自衛隊車両等により移動する。 自家用車等で避難できる者は、自家用車等で一時避難所へ直接避難する。 	
避難手段の詳細	鉄道	広域的な避難が必要な場合は活用を検討する。
	バス	<p>〇〇交通、〇〇観光バス、〇〇タクシーの車両による運行を行う。 詳細な運行計画は別途定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸切バス20台（約1,000人輸送可能）、乗合バス10台（約250人輸送可能）によるピストン輸送。 一定時間後、県バス協会等の協力により増強される見込み。
	自家用車	<ul style="list-style-type: none"> 交通渋滞を避けるため、相乗りを推奨する。 近所の災害時要援護者に声をかけて、可能な限り同乗させる。
その他避難手段	<p>自力歩行が困難な要援護者については、一時集合場所又は一時避難所まで自家用車又は自衛隊車両等による搬送を行う。</p> <p>要避難地域内の要援護者数：712人</p>	

5-3 直接一時避難所へ

・避難経路は国道〇号及び一時避難所方面へ通じる一般県道等とする。

v)

- ・県警察等が行う交通規制及び隣接A市が行う避難所周辺の交通誘導に従うこと。
- ・避難区域の外縁に設置された県警等による検問を通過すること。

5-4 一時集合場所から一時避難所まで

- ・村職員、消防署、消防団及び自衛隊等の誘導により、バス、自衛隊車両又は自家用車等で避難区域の外縁に設置された県警等による検問を通過した後、一時避難所へ向かう。
- ・一時避難所へバスで移動する場合は、指定された一時集合場所にバスが到着次第、順次乗車する。
- ・県警察は関係機関と連携し、国道〇号及び要避難地域から一時避難所方面へ通じる一般県道等において交通規制を実施する。
- ・海上保安部、消防等は県警察が行う交通規制に協力する。

5-6 職員の配置等

各集落への派遣	村は、集落に職員を1名ずつ配置し、自主防災組織、消防団、県警察及び自衛隊と連携して避難誘導を行う。
一時集合場所への派遣	村は、一時集合場所5か所に職員を2名ずつ配置し、バスへの乗車管理及び運行管理を行う。
一時避難所への派遣	村は、一時避難所1か所に職員を10名配置し、以下の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・救援の措置：避難所の運営、食料、生活必需品の供給等 ・安否確認、情報収集等 ・広域避難に係る関係機関等との調整
その他	事態対処のため、派遣職員が不足する場合は、県災害対策本部の避難調整局、避難所対策班を通じて、県又は周辺市町村から応援を求める。

5-7 残留者の確認方法

確認者	村職員、消防職団員（自衛隊、県警察がフォローする。）
時期	一時集合場所への集合がおおむね完了した頃を目途とする。
方法	防災行政無線で避難を呼びかけるとともに、消防団員が中心となり戸別訪問を行う。
措置	残留者に対し速やかに避難するよう求める。これに応じない村民等については住所氏名を確認し、村対策本部に無線で報告すること。

5-8 追加情報の伝達方法

- ・避難誘導員による連絡、防災行政無線、CATV、緊急速報メール、ホームページ（携帯電話を含む）、村広報車や消防団車両等

6 避難時の留意事項（一般村民等）

6-1 自宅等から避難する場合の留意事項

- ・近隣の住民に声を掛け合うなど、相互に助け合って避難を行うこと。
- ・携行品は貴重品や最小限の着替え、日用品、非常持出品等最小限にすること。
- ・金銭、印鑑、通帳等貴重品、身分証明書等を携行すること。
- ・犬、猫等その他小動物のペットの同行は、避難の妨げにならない範囲において許可すること。
- ・服装や携行品等から不審者と判断される場合は、周辺の村職員、消防職員、警察官、自衛隊員、海上保安官等に通報すること。
- ・防災行政無線やラジオ等の情報を確認し、デマに惑わされることなく落ち着いて行動すること。

(地域特性に関する説明)	ハンカチ等で口元を覆い、速やかに要避難区域から離れるか、近くの一時集合場所などの建物内に屋内退避をすること。	
6-2 一時集合場所、一時避難所での留意点		
<ul style="list-style-type: none"> 一時集合場所や一時避難所に集合する際は、集落区長の指示に従うこと。 (集落区長に集落の避難者の取りまとめをお願いする。) 避難に際して村職員、警察官、自衛隊員等の指示に従うこと。 鉄道、バス等の乗車待機時は、騒ぎ立てることなく、乗車の順番を待つこと。 		
7 避難誘導時の留意事項（避難誘導員）		
<ul style="list-style-type: none"> 村民等の安全確保を最優先とし、関係機関と連携し迅速な避難に努めること。 村民等は恐怖心や不安感の中で避難を行うことになるため、職員は冷静沈着で毅然とした態度を保つこと。 防災服又は腕章、特殊標章及び身分証明書等より、誘導員であることや国民保護措置を行う者である立場を明確にし、避難誘導等の活動に理解を求めること。 不測事態の発生時は、周辺の警察官や自衛隊員等と協議し、冷静かつ柔軟に対応すること。 行動にあたっては、単独行動を避けて2名以上で行動すること。 学校や事業所においては、原則として避難先まで集団でまとまって行動するよう呼びかけること。 		
8 避難実施要領の村民等への伝達		
<ul style="list-style-type: none"> 村対策本部は、国、県、県警、隣接A市、隣接A市消防本部、自衛隊、海上保安部その他関係機関に伝達する。 村対策本部は、県対策本部（広報局）を通じて報道機関等に対し、避難実施要領の内容の広報を依頼する。 防災行政無線、CATV、緊急速報メール、村広報車、消防団車両等あらゆる手段を活用して村民等に避難実施要領の内容を村民等に伝達するとともに、県警察や消防署等にも広報を依頼する。 上記と平行し、村は避難実施要領の内容を訪問や電話等により集落区長に伝達する。 災害時要援護者は一般の住民より避難に時間を要することから、避難支援プランを活用して特に迅速な伝達を心がける。 避難に係る広報は、立てこもり中のテログループを刺激しないよう留意する。 		
9 緊急連絡先		
<ul style="list-style-type: none"> 〇〇村緊急対処事態対策本部 	TEL:	FAX:
<ul style="list-style-type: none"> 隣接A市緊急対処事態対策本部 	TEL:	FAX:
<ul style="list-style-type: none"> 〇〇県緊急対処事態対策本部 	TEL:	FAX:

vi)

イ 【コンビナート施設への攻撃のパターン事例】

図表 8 コンビナート施設への攻撃のパターン事例

石油コンビナート施設の爆破等（テロリスト）避難実施要領	
	○ ○ 市 長 月 日 時 分現在
i)	<p>1 事態の状況、避難の必要性 本日○○：○○頃、○○ 大橋橋梁付近において時限爆弾の発見及び国籍不明の軍用潜水艇の座礁と、乗船していたと見られる9名程度の武装工作員が○○港岸壁に潜んでいる事案により、石油コンビナート施設への爆破攻撃及び住民への危害の可能性が高いと認定して、対策本部長は、○○：○○に緊急処理事態の警報を発令し、A地区 B地区 一部と C地区 特別防災区域全域を要避難地域とする避難措置の指示を行った。 県知事は、別添の避難の指示を行ったところである。（避難の指示を添付）</p>
ii)	<p>2 避難誘導の方法 (1) 避難誘導の全般的方針</p> <p>① A地区、B地区 の一部の住民約○○○名について、消防職員等の避難誘導のもと、一時集合場所A、一時集合場所Bを集合場所として本日○○：○○を目途に集合させたのち、○○：○○以降市営バス○○台により、避難施設A へ避難させる。</p> <p>② 出漁中の住民については○○海上保安署に依頼し、警報、避難指示の伝達を行う。なお、船舶の誘導については入港先を○○岬漁港とし、○○港周辺海域の警備を強化する。</p> <p>③ 特別防災区域の自衛消防隊○○名は、○○県警の警備のもとに石油コンビナート施設の災害対処に備え、施設内に留まる。</p> <p>④ 集合場所への避難誘導の方法については、現場における自衛隊、○○県警及び海上保安署等からの情報や助言により、安全を最優先として適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。</p> <p>(2) 市の体制、職員の派遣</p> <p>① 市対策本部の設置 市は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施する必要があるときは、知事に対し自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。なお、国民保護法による事態認定により緊急処理事態における災害と認定されるまでの間は、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（災害派遣）。 国からの指定を受けて、市長を本部長とする○○市国民保護対策本部を設置する。</p> <p>② 現地調整所の設置及び職員の派遣 市は、市職員○名を 施設A に派遣し、現地調整所を設置して現地における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう関係機関と情報を共有するとともに市対策本部との連絡調整にあたる。</p> <p>③ 誘導経路における職員の配置 誘導経路の要所である各集合場所に連絡所を設置し、それぞれ消防職員○名を配置して避難者リストにより住民の確認を行うとともに避難住民の行動状況を市対策本部に連絡する。 また、各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。</p> <p>(3) 避難実施要領等の住民への伝達</p> <p>① 市は 施設B 及び ○○ 消防局に避難実施要領の内容を通知するとともに広報車及び消防車両等による要避難地域住民へ避難実施要領の内容を伝達する。</p> <p>② 上記と並行して、避難誘導する消防職員○○名を各地区に派遣するとともに戸別訪問して避難実施要領の内容を伝達する。</p> <p>③ 市（○○ 課）は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を伝達する。 また、市ホームページ、防災メールなど各種情報伝達手段を用いて、市民に対し情報提供を行う。</p>

iii)

(4) 集合場所への移動

- ① 消防職員は〇〇県警と連携して、自治会等の協力を得て、住民の避難誘導を行う。
- ② 集合場所へ住民の移動は、健常者については徒歩により行うこととする。
- ③ 自力避難困難者及び付添人は、〇〇県警の警備及び消防職員の誘導のもと自家用車等で直接、指定の避難所に移動し、避難する。

(5) 集合場所への避難誘導の終了

- ① 消防職員は〇〇県警と連携して、自治会等の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得する。
- ② 避難誘導は〇〇：〇〇までに終了するよう活動する。
- ③ 取り残された避難住民が発生した場合には、〇〇県警に搬送を依頼する。

(6) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ① 石油コンビナート施設への武力攻撃または大規模テロ行為に係る事態認定を受けたことから、施設の爆破等により被災した場合には、石油コンビナート等災害防止法を基本的に適用することから、運用については、〇〇県石油コンビナート等防災計画に準じて対応すること。
- ② 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、誘導員は、沈着冷静に毅然たる態度を保つこと。
- ③ 防災活動服や特殊標章の腕章により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ④ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(7) 住民に周知する留意事項

- ① 住民に対しては、近隣の住民に声を掛け合うなど、相互に助け合って集団で避難を行うよう促す。
- ② 住民の携行品は、貴重品や最低限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように促す。
- ③ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。

(8) 安全の確保

誘導等を行う市職員に対しては、二次被害が生じないように、国や県からの情報及び市対策本部において集約した全ての最新の情報を、現地対策本部を通じて提供する。

3 各対策部の役割

〇〇市国民保護計画に基づき、担当所掌の対策を講じる。

4 避難住民の受け入れ、救護活動の支援

避難所に担当対策部員を派遣して、避難住民の登録や安否確認の収集を行うとともに、食料、飲料水等の支援及び必要に応じ、救急活動支援を行う。

5 連絡調整先

- (1) 市対策本部：市庁舎2階対話室（防災危機管理課 ××-××××）
- (2) 現地調整所： **施設 A**
- (3) 国、県現地対策本部：〇〇県〇〇総合庁舎

☆ 避難準備の伝達放送文

「こちらは〇〇市です。 〇〇 大橋橋梁付近において時限爆弾が発見され、武装工員が石油コンビナート地区に潜入している可能性があります。〇〇校区の住民の避難を予定しておりますので、外出を控え、避難準備をして自宅で待機して下さい。」

★ 警報、避難指示の伝達放送文

「こちらは、〇〇市ですA地区、 B地区 及び特別防災地域に緊急対処事態の警報が発令されました。〇〇〇に避難しますので、直ちに家の戸締まりを行ったのち、必要携帯品をもって、消防職員及び警察官の避難誘導に従い、徒歩で〇〇〇集合所へ集合して下さい。」

iv)

③ 集客施設等への攻撃

ア 【集客施設等への攻撃のパターン事例①】

図表 9 集客施設等への攻撃のパターン事例①

〇〇市国民保護計画避難実施要領のパターン

パターン1：日本国内での世界的イベントに連動した〇〇市花火大会会場近傍（集客施設名）での爆発物発見事案

避難実施要領	
〇〇市長 〇〇 〇〇 令和2年 8月 8日	
市域内避難	
1 〇〇県からの避難の指示の内容	
別添のとおり	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	令和2年8月8日（土）17時00分
発生場所	A地区 集客施設内
実行の主体	国際テロ組織「A」と考えられる。
事案の概要と被害状況	8月8日10時30分、〇〇市内のイベント施設において爆発事案が発生し、約150名が死傷。テロ組織「A」を名乗る者からの犯行声明に基いて、爆発物を捜索中に A地区 の集客施設内において爆発物とみられる不審物を発見。
今後の予測・影響と措置	当日、集客施設近傍の〇〇運動公園で開催予定の「（イベント名）」を中止し、観客を迅速かつ安全に避難させる必要がある。集客施設周辺地域の住民を早期に避難させる必要がある。爆発物の処理には、1日程度の時間を要することが予測されることから、最大2日間避難施設にとどまることを考慮する必要がある。
気象の状況	天候：晴れ、気温：33℃、風向風速：南東 0.5m
2-2 避難誘導の概要	
要避難地域	集客施設（爆発物発見場所）を中心とした半径概ね500mの地域（A地区及びB地区の一部） ※別紙第1「要避難地域」参照
避難先と避難誘導の方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 〇〇川を境界として、北部地域の住民のうち西部の住民を徒歩で避難施設Aへ避難させる。東部の住民は〇〇通り沿いの要避難地域外に一時集合場所を設定して集合させ、県が手配したバスにより避難施設B及び避難施設Cへ避難させる。 ● 〇〇川を境界として、南部地域の住民を一時集合場所Aの一時集合場所（グラウンド及び校舎の一部）に集合させ、市及び県が手配したバスと自衛隊車両により避難施設D及び避難施設Eの避難所へ避難させる。 ● 〇〇市総合保健福祉センターを福祉避難所として要介護者等を避難させる。 ※別紙第1「要避難地域」参照

2-2 避難誘導の概要	
避難開始日時	令和2年8月8日19時00分
避難完了予定日時	令和2年8月8日21時00分

2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	<p>自衛隊：要避難地域内にいる残留者の避難誘導及び避難者輸送を実施 警察：要避難地域内にいる残留者の避難誘導、避難経路の交通統制を実施 消防：要避難地域内にいる残留者の避難誘導を消防団と協力して実施 タクシー事業者：立入禁止区域内への運行を停止</p>
連絡調整先	<p>県対策本部：市職員を2名派遣（総務課、介護保険課） 現地調整所：市職員を4名派遣（総務課、教務課、市民課、介護保険課）</p>

ii)

3 事態等の特性で留意すべき事項	
事態の特性 (除染の必要性等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 不審物は爆発物とみられ、犯人グループが確保されていないため、爆発物の威力等に関する情報は不明であり、爆発物の細部が判明するまでの間、要避難地域を最大限確保する必要がある。 ● 住民の避難を円滑に進めるため、住民の避難開始までに集客施設及び「(イベント名)」の観客・業者等関係者の避難・退去を完了させる必要がある。このため、A鉄道、B鉄道の鉄道機関の協力及び早期の〇〇通りの交通規制のための〇〇警察署の協力が必要となる。
地域の特性	要避難地域内に市消防団第6分団のポンプ車車庫・詰所及び〇〇〇が存在し、事態収拾までの間のポンプ車の保管、仮詰所機能の確保と火葬業務の受け入れ先の確保が必要である。
時期による特性	夜間も高い気温の継続が予測され、避難施設での冷房処置が必要。

iii)

4 避難者数 (単位：人)				
地区名	A地区	B地区	(イベント名)等	合計
避難者数	約1,300人	約30人	約5,000人	約6,330人
うち避難行動要支援者数	15人	0人	不明	15人

5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	要避難地域外			
避難施設名	避難施設C	避難施設B	避難施設A	避難施設D
所在地				
収容可能人数	430人	130人	270人	610人
避難対象者数	約270人	約120人	約160人	約330人
連絡先(電話等)				
連絡担当者				
その他の留意事項等	駐車：約100台	駐車：約40台	駐車：約50台	駐車：約100台

5 避難施設			
5-1 避難施設			
避難先地域	要避難地域外		
避難施設名	避難施設 E	福祉避難所	合計
所在地			
収容可能人数	500人	270人	2,210人
避難対象者数	約450人	15人+ α	約1,330人
連絡先(電話等)			
連絡担当者			
その他の留意事項等	駐車台数:約270台	駐車台数:約120台	駐車台数:約680台

6 避難手段				
輸送手段	①鉄道・②バス・船舶・③徒歩・その他(自衛隊車両等)			
輸送手段の詳細	種類(車種等)	中型バス	自衛隊大型車	
	台数	6台	9両	
	輸送可能人数	180人	150人	
	連絡先			
輸送力配分の考え方	一時集合場所 A にバス4台、自衛隊車両6両を、〇〇通り沿いにバス2台、自衛隊車両3台を配分してピストン輸送(4回)する。			
その他の輸送手段	避難行動要支援者	小型バス2台、救急車3台(消防、自衛隊)		

7 避難経路		
避難に使用する経路		要避難地域内の道路及び「〇〇通り」、「県道 A 線」、「国道 A 号」を主経路とする。 ※別紙第2「一時集合場所等への避難経路」、別紙第3「避難所等への避難経路」参照
iv) 交通規制	実施者の確認	警察官
	規制にあたる人数	17名
	規制場所	〇〇通りを主体として要避難地域外周での交通を規制 ※別紙第4「交通規制(通行止め)及び警備(立入禁止)箇所」参照
警備体制	実施者の確認	警察官
	規制に当たる人数	11名
	規制場所	交通規制箇所周辺での警備を実施 ※別紙第4「交通規制(通行止め)及び警備(立入禁止)箇所」参照

8 避難誘導方法				
8-1 避難（輸送）方法				
(イベント名)等の来場者等	誘導の実施単位	約5,000人		
	輸送手段	徒歩、自家用車、事業用車両、 鉄道 A 、コミュニティバス		
	避難(退去)完了時間	令和2年8月8日(土) 18時30分		
	措置事項	市が運行管理するコミュニティバスの運行を停止して、全車両をもって、一時集合場所 A、〇〇交差点から 〇〇 駅、 避難施設 E 等の花火大会における指定駐車場への輸送を実施する。		
地区		〇〇川北部地域西部	〇〇川北部地域東部	〇〇川南部地域
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位		約390人	約780人
	輸送手段		徒歩	徒歩
	避難先		〇〇通り沿い	一時集合場所 A
	避難経路	※別紙第2「一時集合場所等への避難経路」参照		
	集合時間		19時00分	19時00分
	その他(誘導責任者)			
	避難所への避難方法	誘導の実施単位	約160人	約390人
輸送手段		徒歩	バス及び自衛隊車両	バス及び自衛隊車両
避難経路		〇〇駅横	〇〇通り	県道 A 線
		※別紙第3「避難所等への避難経路」参照		
避難先		避難施設 A	避難施設 B 避難施設 C	避難施設 D 避難施設 E
避難完了予定日時		20時30分	20時40分	21時00分
その他(誘導責任者)				
避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	2人	6人	7人
	避難行動要支援者への支援事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施 ● 各行政区(支援者含む。)と連携して漏れのない支援に留意 ● 家族等の支援者の同行を考慮 		
	輸送手段	自衛隊救急車	小型バス、消防救急車	小型バス、消防救急車
	避難経路	〇〇駅横	〇〇通り	県道 A 線
		※別紙第3「避難所等への避難経路」参照		
	避難先	〇〇市総合保健福祉センター		
	避難開始日時	18時30分		
避難完了予定日時	19時00分	19時30分	19時30分	
8-2 職員の配置方法				
配置場所	別紙第5「要避難地域内外における職員等の配置」参照			
人数	市職員：25名、消防団員及び自衛官：30名			
県対策本部	連絡要員を2名配置(総務課、介護保険課)			
現地調整所	連絡要員を4名配置(総務課、教務課、介護保険課、市民課)			

8-3 残留者の確認方法	
確認者	警察、自衛隊
時期	19時30分
場所	要避難地域内（北部地域を自衛隊、南部地域を警察が担任）
方法	戸別訪問、警察車両及び自衛隊車両の拡声器、防災行政無線
措置	残留者に対する避難指示
終了予定日時	20時30分

8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法	
食事時期	原則として翌日の朝食から避難所で提供 朝食：7時00分（基準） 昼食：12時00分（基準） 夕食：18時00分（基準）
食事場所	状況に応じて避難所で提供
提供する食事の種類	避難者自身の携行食糧、市備蓄食糧 ※翌日の18時以降も避難行動が継続する場合は、夕食から自衛隊による給食を要請する。自衛隊への給食の要請は、14時まで判断する。
実施担当部署	各避難所：市民福祉部 福祉避難所：子ども・健康部

8-5 追加情報の伝達方法	
避難誘導員による呼び掛け、防災行政無線、広報車、警察・自衛隊車両の拡声器	

9 避難時の留意事項（主に住民）	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	
<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣の住民に声を掛け合うなど、相互に助け合って避難する。 ● 避難中の爆発に備え、ヘルメット、長袖、長ズボンを努めて着用して避難する。 ● 避難時は、金銭、貴重品、身分証明書、保険証、食糧（最低限1食分）、飲料水、最小限の着替えや日用品、非常持出袋等を携行する。 	
事態の特性	
<ul style="list-style-type: none"> ● 犯人グループが確保されていないため、十分注意しながら避難する。 ● 不審な人物や車両を見た場合は、近くの警察官、市職員、自衛官等に通報する。 	
時期の特性	
<ul style="list-style-type: none"> ● 気温が高いため、衣類の選択、団扇、タオル、水分補給等に留意する。 ● 避難施設 C、避難施設 D は、教室の開放を調整（冷房施設）、体育館を使用する場合は、スポットクーラーの設置を準備 	
一時集合場所での対応	
<ul style="list-style-type: none"> ● 避難者は、家族ごとに固まってバス又は自衛隊車両に乗車して、順次避難所に移動する。 ● それぞれの一時集合場所からは、2カ所の避難所に分かれることとなるため、確実に家族ごとにまとまって車両に乗車する。 ● 家族が集合場所に遅れて到着する場合は、現地の市職員又は警察官・自衛官等に確実に伝える。 	

vi)

10 誘導に際しての留意事項（職員）	
<ul style="list-style-type: none"> ● 恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は沈着冷静に毅然たる態度をもって誘導に当たること。 ● 作業服やビブスの着用及び職員証の確実な携行により誘導員であることを明確にし、その活動に理解を求めること。 ● 混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。 ● 薄暮から夜間の誘導となることから、誘導灯と懐中電灯を必ず携行して確実な誘導と安全確保に努めること。 	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 「防災行政無線」を用いて要避難地域に避難実施要領の内容を伝達 ● 「広報車」、「消防団車両」による巡回放送を実施 ● 各行政区長（「A地区」、「B地区」）に対して電話、FAX、文書手渡し等により伝達 ● 市のホームページに掲載するとともに、テレビ、ラジオ等のマスメディアによる広報を実施（この際、避難先等の保全すべき内容の選別を適切に実施する。）
避難実施要領の伝達先	<ul style="list-style-type: none"> ● 県緊急対処事態対策本部 ● 現地調整所 ● 陸上自衛隊第〇団 ● 〇〇警察署 ● 〇〇広域消防本部〇〇消防署 ● 〇〇市消防団 ● 〇〇医師会 ● A校区 ● B校区 ● C校区 ● B地区 ● 一時集合場所 A ● 避難施設 A ● 避難施設 B ● 〇〇〇〇 ● 避難施設 E ● 各行政区長（A地区、B地区を除く。） ● 集客施設責任者 ● NTT〇日本（避難所への特設公衆電話設置） ● 各TV、ラジオ局 ※内容の選別 ● B地区 ● A地区 ● 避難施設 D ● 避難施設 C
職員間の連絡手段	<ul style="list-style-type: none"> ● 現地に派遣する職員及び避難誘導に当たる消防団員には、MCA無線機を携行させる。 <ul style="list-style-type: none"> ・各避難所（6台） ・一時集合場所（2台） ・避難誘導（9台） ● 現地に派遣する職員の携帯電話番号を一覧化して対策本部で管理する。
12 緊急時の連絡先	
〇〇市緊急対処事態対策本部	XXX-XXX-XXXX

イ 【集客施設等への攻撃のパターン事例②】

図表 10 集客施設等への攻撃のパターン事例②

避難実施要領	
〇〇区長 7月27日11時30分現在	
区内避難	
1 都からの「避難の指示」の内容	
(略)	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	〇月〇日〇時〇分頃
発生場所	A駅 階段下付近
実行の主体	〇〇テログループ
i) 事案の概要と避難の必要性	A駅 が〇〇テログループによる爆発物による攻撃を受けた。現在、爆発および新たな不審物(爆発物)の発見により半径約100mを包括する街区の範囲が消防警戒区域に指定されている。〇時〇分、国の対策本部長は、〇〇区に対して警報を発令し、〇時〇分、都に対し 集客施設A を含む A地区 の一部、 B地区 の一部を要避難地域とする避難措置の指示を行った。〇時〇分、避難措置の指示を受けて、都は〇〇区に対して避難の指示を行った。
今後の予測・影響と措置	他の不審物(爆発物)が発見され、処理中に爆発する可能性もあり、警戒区域内に所在する地域住民、施設利用者、 A駅 周辺滞留者を速やかに要避難地域外に避難させる。なお、地域住民については不審物(爆発物)の処置を完了するまで、約半日程度(12時間程度)避難させる。
気象の状況	天候 気温〇〇℃ 風向 〇〇 風速 〇〇m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	A駅 を中心とする半径100mに位置する警戒区域
避難誘導の全般的方針	警察、消防と連絡調整の上、速やかに区域外に避難誘導する。その際、国からの警報等以外にも、要避難地域等周辺で活動する現場の警察官、消防職員からの情報をもとに、避難を実施する。状況により、都を通じて自衛隊の派遣要請を行い、対応を依頼する。
避難開始日時	〇日〇時〇分
避難完了予定日時	〇日〇時〇分
2-3 関係機関の措置等	
ii) 措置の概要	(1) 警察： 集客施設A から半径100m圏内を立入禁止区域に設定し、〇〇警察署および〇〇警察署は主要避難経路のうち警察署計画で交通規制および警備を実施する。また、警戒区域内の地域住民および施設利用者を警戒区域外に避難させる。 (2) 消防： 警察の立入禁止区域と同範囲に消防警戒区域を設定するとともに、警戒区域内の地域住民および施設利用者を警戒区域外に避難させる。 (3) 大規模集客施設： 一時滞在者を施設外へ避難誘導する。
連絡調整先	都対策本部： 区職員2名を派遣 その他関係機関： 連絡先は別添のとおり。
3 事態の特性で留意すべき事項	
事態の特性(除染の必要性等)	他の不審物(爆発物)が、いつ爆発するか不明であり速やかな避難誘導が必要
ii) 地域の特性	集客施設A は多くの区民等が利用する大規模集客施設であり、 A駅 の真上にあるため、〇〇〇〇線が全線不通になる恐れがあり、都内の交通に大きな影響を与える。また、 集客施設B、集客施設C に隣接しており、関係機関、施設管理者と連携した避難誘導が重要となる。
時期による特性	夏季のため熱中症予防に留意し、水分補給等を適切に行う。

iii)

4 要避難地域および避難先					
区分	要避難地域	要避難者数	避難先	一時集合場所	集合時間
		所在地(電話番号)		所在地	
1	A地区の一部	約300人	避難施設A	一時集合場所A	本日〇時〇分
		〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号 (XXX-XXXX-XXXX)		〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号	
2	B地区の一部	約400人	避難施設B	一時集合場所B	本日〇時〇分
		〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号 (XXX-XXXX-XXXX)		〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号	
3	A駅 西口滞留者	約1500人	避難施設C、避難施設D	A駅 西口	本日〇時〇分
		〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号 (XXX-XXXX-XXXX)		〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号	
4	A駅 東口滞留者	約500人	避難施設E	A駅 東口	本日〇時〇分
		〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号		〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号	
移動・輸送手段		徒歩を基本とし、災害時要配慮者については、マイクロバス、福祉車両、自家用車による輸送。			
5 区の体制、職員の配置等					
区の体制		国からの指定を受けて、区長を長とする区緊急対処事態対策本部を設置する。			
各部の役割		職員派遣計画による。			
職員等配置場所		区職員を、A駅、トリアージ拠点付近、一時集合場所、避難経路の要所、避難先に配置する。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。なお、一時集合場所および避難施設に職員を配置して、軽症者や気分が悪くなった者への対応、給水支援等を行う。(配置については別紙「パターン④避難誘導職員等配置図」) また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。政府の現地対策本部が設置された場合には、情報連絡員を派遣する。			
人数(基準)		合計89人(区職員49人、消防職員10人、警察官10人、自衛官20人) ※避難施設Eに区職員3人配置(交通規制は警察計画)			
連絡・調整先		(1) 都職員および区職員との連絡要領は、別に示す。 (2) 状況が変化した場合、別に定める緊急連絡網により連絡する。 (3) 対策本部設置場所：〇〇区役所			
現地連絡調整所の設置		関係機関の情報を共有し、現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう現地連絡調整所を設置する。なお、現地連絡調整所に配置している区職員から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行う。また、定時または随時の会合を開き、関係機関の活動内容の調整および確認を行う。 現地連絡調整所設置場所：〇〇〇〇〇〇〇〇			
6 災害時要配慮者の避難支援					
要配慮者		徒歩により移動できない場合、区職員が、マイクロバス、福祉車両により避難施設に搬送する。			
避難行動等要支援者		家族等近親者が付き添い、自家用車による移動を認めることとし、区民避難所に避難させるか、状況により福祉避難所(福祉避難施設A、福祉避難施設B)を開設し、避難させる。			
7 残留者の確認方法					
確認者		消防職員、警察官			
時期		〇月〇日〇時〇分			
場所		警戒区域内			
方法		防災行政無線、区広報車等による呼びかけおよび戸別訪問により確認する。なお、戸別訪問に際しては、呼び鈴を5秒間隔で3回鳴らし、応答がない場合には避難済みであると判断する。確認後の住宅には黄テープで玄関上部に印をつける。			
措置		残留者に対し避難するよう求める。			
終了予定日時		〇月〇日〇時〇分			

8 避難誘導時の食糧の支援・提供方法	
食事時期	各避難施設の個別判断
食事場所	各避難施設等
提供する食事の種類	区が備蓄している非常用食糧を提供
実施担当部署	区民支援部
医療支援	トリアージ拠点を設置し、必要に応じて A病院 （〇〇区〇丁目〇番〇号）に負傷者を搬送する。避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。
9 追加情報の伝達方法	
防災行政無線、区広報車、〇〇メール、区ホームページ、エリアメール、〇〇区公式SNS、ケーブルテレビ〇〇、FM〇〇〇〇、消防車両、警察車両による広報および避難誘導および避難施設に配置された職員が説明する。	
10 避難時等の留意事項(主に住民)	
10-1 避難する場合の留意事項	
基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子やヘルメット（頭巾）で頭を保護し、靴は底の丈夫な履き慣れた運動靴を履くこと。 (2) マスクやハンカチ、濡れたタオル等で口を覆って避難すること。 (3) 避難時は、留守宅の戸締り、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、最小限の着替えや日用品、非常持ち出し品等を携行すること。 (4) 子供がいる家庭では、玩具等を携行する等、子供の不安解消を図ること。 (5) 隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難すること。 (6) 集客施設A に面する道路を避けて避難すること。 (7) 一時集合場所、避難施設に配置された区職員の指示に従うこと。 (8) 消防団、町会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うよう依頼し、混乱の防止に努めること。 (9) 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、区、消防、警察等に通報すること。 (10) ベットを同行させるときは、ゲージに入れること。
時期の特性	夏季のため熱中症予防に留意し、水分補給等を適切に行う。
10-2 要避難地域に帰宅する区民への対応	
A駅 に区職員〇〇人を配置して、鉄道職員と協力して開設した区民避難所に誘導する。	
11 誘導に際しての職員の留意事項・安全確保	
職員の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うことになるため、職員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。 (2) 誘導に当たる職員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めると。 (3) 誘導に当たる職員は、混乱が予想される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。 (4) 誘導に当たる職員は、必ず防災服を着用すること。
職員の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区長は、避難の指示を住民に伝達する職員に対して、国及び都からの爆破事件に係る情報や区で把握した関係機関の活動状況等について最新情報を共有するほか、消防機関、警視庁及び海上保安部等と現地連絡調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。 (2) 区の職員および特別区消防団員が避難の指示に係る地域において活動する際には、区長は、必要に応じて警視庁、〇〇海上保安部等、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの避難方法等の確認を行う。

12 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<p>(1) 防災行政無線、区広報車、〇〇メール、区ホームページ、エリアメール、〇〇区公式SNS、ケーブルテレビ〇〇、FM〇〇〇〇等を用い、全区民に状況および避難行動について速やかに伝達する。</p> <p>(2) 区内全町会長・自治会長、事業者の自衛防災組織の職員、防災区民組織のリーダーおよび当該区域を管轄する消防署ならびに警察署長により住民への伝達を依頼する。</p> <p>(3) 町会・自治会単位での避難者リストを町会・自治会長および消防団長の協力を得て作成する。</p> <p>(4) 避難開始時期までの間の自主避難者についても、各町会・自治会毎に把握する。</p> <p>(5) 要配慮者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護福祉関係者、障がい者団体等への伝達を行う。</p> <p>(6) 報道機関に対し、避難実施要領の内容を提供する。</p>
避難実施要領の伝達先	伝達一覧表による。(略)
職員間の連絡手段	別添電話番号表一覧による。(略)
13 緊急時の連絡先	
〇〇区緊急対処事態対策本部	電話：XXX-XXXX-XXXX FAX：XXX-XXXX-XXXX

ウ 【集客施設等への攻撃のパターン事例③】

図表 11 集客施設等への攻撃のパターン事例③

避難実施要領	
〇〇〇 町長 令和2年2月4日14時55分現在	
1 都道府県からの避難の指示の内容	
2月4日 15時25分避難の指示発令 ①要避難地域 A地区、B地区)内に居住又は滞在している者は全員速やかに区域外に避難すること。 ②要避難地域内に配置された町職員、消防職員、消防団員、警察官、自衛官による誘導等により指定の一時集合場所へ移動すること。 ③ 施設A、施設B、施設C、施設D の住民については、一時集合場所へ集合の後、バスにより、要避難地域外の避難所に避難すること。施設D 入居者に関してもバスで避難所へ避難すること。 それ以外の地域の住民については、原則徒歩で要避難地域外の避難所に避難すること。 ④避難は、本日17時00分を目処に開始すること。	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生の時期	令和2年2月4日(火) 12時55分頃
発生場所	〇〇〇〇 公園
実施主体	国際テログループX
事象の概要と被害状況	①2月4日(火)12時55分頃、テロ撲滅の音楽の祭典が行われる予定の〇〇〇郡 〇〇〇 町〇〇所在「 〇〇 〇〇〇〇 公園」で爆破事案が発生し、多数の死傷者がでた。 ②13時30分、同公園から南西方に約4.5キロ離れた 〇〇〇〇〇〇 所在「 施設 A 」において、人質立てこもり事案が発生した。 ③13時45分、国際テログループは、これら一連の事案に対する犯行声明を発表、銃器を保有していることを明らかにした上で、更なるテロ行為の惹起を予告した。
今後の予測・影響と措置	国際テログループは、自動小銃及びC4爆薬30kg(キャリアケース1個)を保有していることが明らかであり、更なるテロ行為の惹起を予告しているため、町民文化ホールから半径300mの住民を域外へ避難させる必要がある。
気象の状況	晴れ、気温8℃、風向風速西の風5m
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	〇〇〇 町 A地区、B地区
避難先と避難誘導の方針	①避難実施要領の住民への伝達及び避難誘導は、〇〇〇 町職員、消防職員、消防団員、警察官によって行う。 ②自衛隊により警備体制を構築し、安全を確保する。 ③避難所は、 ・ A 地区住民は「 避難施設 A 」(〇〇町〇丁目〇番〇号) ・ 施設A、施設B、施設C、施設D は 一時集合場所B へ集合しバスにて後記避難所へ。 また、施設Eの入居者もバスにて同様の避難所へ。なお、B 地区住民は徒歩、車両にて「 避難施設B 避難施設B 」(〇〇町〇丁目〇番〇号)へ避難する。 ④避難所への移動は徒歩もしくは車移動とする(但し、避難行動要支援者はバスによる移動) 誘導は警察、消防において実施し、避難経路付近において自衛隊により警備を実施する。 ⑤避難誘導の方法については、現地の町職員、消防職員、消防団員、警察官、自衛隊員からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。この他、事態の状況が大幅に変更し、避難指示の内容が変更された場合には、本避難実施要領についても併せて変更する。
避難開始日時	令和2年2月4日(火) 17時00分
避難完了予定日時	令和2年2月4日(火) 20時00分
2-3 関係機関の措置状等	
措置の概要	①警察 ・ 施設A、施設B、施設C、施設D における避難の呼びかけと一時集合場所への誘導及び区域内残留者の確認 ・ 集合場所から避難所までのバスの先導 ②消防職員・消防団 ・ A地区、B地区 における避難の呼びかけと一時集合場所への誘導及び区域内残留者の確認 ・ 徒歩避難者(一時集合場所B)までの避難誘導 ③〇〇県 ・ 避難者の輸送手段の手配(〇〇県バス協会との調整) ④〇〇〇 町 ・ 区域内における避難の呼びかけと集合場所までの誘導及び区域内残留者の確認 ・ 避難所の運営及び避難者名簿の作成 ⑤〇〇県バス協会 ・ 移動手段であるバス(5台)の手配と運行
連絡調整先	—

i)

ii)

3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性 (除染の必要性等)	テログループが所持している爆弾は、生物・化学剤が用いられている可能性は低く、除染等の特別な対応は必要ない。			
地域の特性	-			
時期による特性	厳寒期であり、防寒のため避難者には防寒着の着用を伝達する。			
4 避難者数(単位:人)				
地区名	A地区	B地区		合計
避難者数(計)	108	916		1024
うち避難行動要支援者数	0	349		349
うち外国人等の数	10	1		11
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	〇〇町			
避難施設名	避難施設A	避難施設B		
所在地	(〇〇町〇丁目〇番〇号)	(〇〇町〇丁目〇番〇号)		
収容可能人数(人)		749		955
連絡先(電話等)	XXX-XXX-XXXX	XXX-XXX-XXXX		
連絡担当者	町職員A	町職員B		
その他の留意事項等	① A地区の住民を受け入れ ②住民危難が去るまで避難		① 施設A、施設B、施設C、施設D、施設E、B地区の住民を受け入れ ②住民危難が去るまで避難	
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名	一時集合場所A	一時集合場所B		
所在地	(〇〇町〇丁目〇番〇号)	(〇〇町〇丁目〇番〇号)		
連絡先(電話等)	町職員C携帯 XXX-XXXX-XXXX	町職員D携帯 XXX-XXXX-XXXX		
連絡担当者	町職員C	町職員D		
その他の留意事項等	A地区住民は5人組により一時集合場所Aに集合し、自家用車もしくは、徒歩にて避難所へ避難		施設A、施設B、施設C、施設D関係者は集合後、バスにて避難所へ輸送	
6 避難手段				
輸送手段	鉄道・ バス ・船舶・ 徒歩 ・その他()			
輸送手段の詳細	種類(種別等)			
	数			
	輸送可能人数			
	連絡先			
	種類(車種等)	借上げバス(〇〇バス)		
	台数	大型バス 5台 【内訳】 ① 一時集合場所B 4台(要援護者搬送) ② 施設E 1台(施設E入居者輸送後、①に合流)		
輸送可能人数	各50名			
連絡先	〇〇バス XXX-XXX-XXXX			
輸送力の配分の考え方	【バス】 ①対象者数: 一時集合場所B 562名(内避難行動要支援者299名) 一時集合場所B から、借上〇〇バス(4台)で 避難施設B まで搬送 ②対象者数: 施設E 84名(内避難行動要支援者50名) 施設E から、借上〇〇バス(1台)で 避難施設B まで搬送 【徒歩】 ①対象者数: A地区の住民108人(内外国人10人) ②対象者数: B地区の住民270人(内外国人1人)			
その他輸送手段	その他	避難行動要支援者において、介助をするもバスの乗車が不可能な場合は、介護タクシーを手配		

7 避難経路		
避難に使用する経路		別紙経路図のとおり
交通規制	実施者の確認	—
	規制にあたる人数	—
	規制場所	—
警備体制	実施者の確認	自衛隊
	規制にあたる人数	30人
	規制場所	避難経路周辺で警備を行う
8 避難誘導方法		
8-1 避難(輸送)方法		
地区	A地区	施設A、施設B、施設C、施設D、施設E、B地区
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	A地区
	輸送手段	徒歩
	避難先	一時集合場所A
	集合時間	17時00分
	その他(誘導責任者等)	〇〇〇町職員、消防職員、消防団員により避難の呼びかけ及び誘導を行う。
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	A地区
	輸送手段	徒歩
	避難経路	別紙経路図を参照
	避難先	避難施設A
	避難開始日時	18時00分
	その他(誘導責任者等)	町職員C
	施設A、施設B、施設C、施設D、施設E、B地区	施設A、施設B、施設C、施設D、施設E、B地区
要援護者等の避難方法	誘導の実施単位	A地区
	要支援者への支援事項	消防団員による避難のサポート
	輸送手段	避難に支援が必要な方には介護タクシーを手配
	避難経路	別紙経路図を参照
	避難先	避難施設A 病院へ搬送が必要な場合は、救急車を手配し、適時病院へ搬送。
	避難開始日時	17時00分
	避難完了予定日時	20時00分
施設E、B地区	施設E、B地区	
バス及び徒歩	バス バスの乗車が不可能な場合は介護タクシーを手配	
別紙経路図を参照	別紙経路図を参照	
避難施設B	避難施設B 病院へ搬送が必要な場合は、救急車を手配し、適時病院へ搬送。	
18時30分	18時30分	
町職員D	町職員D	
8 職員の配置方法		
8-2 職員の配置方法		
配置場所	一時集合場所B、一時集合場所A、避難施設A、避難施設B、町内避難区域内	
人数	一時集合場所B (町職員7名、消防職員4名、消防団7名) 一時集合場所A (町職員2名) 施設E (町職員2名) 避難施設A (町職員2名) 避難施設B (町職員6名) 避難所への避難誘導(徒歩対応: A地区)(町職員2名・消防団員8名) 避難所への避難誘導(徒歩対応: B地区)(町職員2名・消防団員8名) 避難所へのバス先導(警察1台2名) 車両による広報(町職員1台2名・警察1台2名)	
現地調整所	一時集合場所B・現地調整所	

iii)

8-3 残留者の確認方法	
確認者	町職員(10名)、消防職員(4名)、消防団員(10名)、警察官(4名)
時期	17時00分開始
場所	町内要避難地域内
方法	戸別訪問により残留者の有無を確認
措置	残留者に対し避難するように求める
終了予定日時	18時00分
8-4 避難誘導時の食量の支援・提供方法	
食事時期	集合場所では提供せずに、避難施設へ避難後提供
食事場所	避難施設
提供する食事の種類	備蓄食料品
実施担当部署	〇〇〇 町
8-5 追加情報の伝達方法	
携帯電話	
9 避難時の留意事項(主に住民)	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ①近隣の住民等に声をかけるなど、相互に助け合って避難を行うよう促すものとする。 ②住民等の携行品は、貴重品や最小限の着替え・日用品にして、円滑な行動に支障を及ぼさないよう促すこととする。 ③消防団、自主防災組織、自治会長などのリーダーは毅然とした態度で誘導するよう依頼し、混乱の防止に努めるよう周知する。 ④住民には自宅の戸締り、金銭・貴重品・非常品持ち出し品を携行するよう促す。 ⑤不審者を発見した場合は消防吏員、警察官に通報するよう周知する。
事態の特性	大量爆発物所持の可能性 有毒ガス等の状況はなし
時期の特性	避難が夜間に及ぶ可能性が高いことから防寒対策に留意する
一時集合場所での留意点	
	A地区 においては5人組で避難後、点呼を実施し避難者名簿の作成をおこなう。
10 誘導に際しての留意事項(職員)	
(心得・安全確保・服装等)	
<ul style="list-style-type: none"> ①誘導に当たって、住民及び滞在者に協力を要請する。 ②住民等は恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなることから、避難誘導に際しては、冷静沈着かつ毅然たる態度を保持する。 ③誘導要員に二次被害が及ぶことがないよう、集約した全ての最新情報を提供する。 	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	自治会長、自主防災組織の長へ電話にて住民に連絡を要請 避難区域内の避難誘導担当者(町職員10名・消防職員4名・消防団10名・警察官4名)が戸別訪問し伝達車両による広報(町職員1台2名・警察1台2名)を実施
避難実施要領の伝達先	伝達一覧表による。
職員間の連絡手段	別添電話一覧表による。
12 緊急時の連絡先	
〇〇〇 町対策本部	電話: XXX-XXX-XXXX FAX: XXX-XXX-XXXX

エ 【集客施設等への攻撃のパターン事例④】

図表 12 集客施設等への攻撃のパターン事例④

避難実施要領	
〇〇 町長 令和元年8月3日17時10分	
屋外避難(市町村域内・市町村域外)	
1 県からの避難の指示の内容	
別紙のとおり	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	令和元年8月3日15時35分
発生場所	〇〇県 〇〇町 〇〇〇〇会場
実行の主体	国際テロ組織「X」と考えられる
i) 事案の概要と被害状況	〇〇公園において爆発事案が発生し、100名程度が負傷。また、〇〇〇〇会場内にある A 駅 内において爆発物とみられる不審物を発見。
今後の予測・影響と措置	A地区 周辺の住民を早期に避難させる必要がある。避難の解除まで時間を要することが予測されることから、数日間避難施設にとどまることを考慮する必要がある。
気象の状況	天候：晴れ 気温：31℃ 風向風速：南 1m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	A 駅 を周辺としておおむね200メートルの地域
避難先と避難誘導の方針	A地区 周辺の住民を、徒歩及び町営バスで防災センターに避難させる。
避難開始日時	令和元年8月3日17時5分
避難完了予定日時	令和元年8月3日18時35分
2-3 関係機関の措置等	
ii) 措置の概要	自衛隊：要避難地域内にいる残留者の避難誘導を実施 警察：要避難地域内にいる残留者の避難誘導を実施 消防：要避難地域外にいる避難者の避難誘導を消防団と協力し避難広報を実施 鉄道事業者：鉄道の運行を停止及び A 駅 の立ち入りを禁止 バス事業者：立ち入り禁止区域内への運行を停止
連絡調整先	県対策本部：町職員を1名派遣 現地調整所：町職員1名派遣

3 事態の特性で留意すべき事項				
事態の特性 (除染の必要性等)	<ul style="list-style-type: none"> ・祭典中の事案であり、通常より人出が多く、直近施設のみでは収容困難 ・不審物は爆発物とみられ、犯人グループも確保できていない。 さらに爆発物が存置している可能性があるため、長期の避難が予測される。 ・鉄道機関は運航停止となっているため、市外者の帰宅が困難。 			
地域の特性	要避難地域内にG養護老人ホームが存在する。			
時期による特性	・気温が高いため、熱中症対策として避難者には十分な水分と塩分の補給を施す必要がある。			
4 避難者数(単位:人)				
地区名	A地区			合計
避難者数(計)				
うち要援護者数				
うち外国人数				
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	地名A			
避難施設名	防災センター			
所在地	〇〇町〇丁目〇番〇号			
収容可能人数	50人			
連絡先	XXX-XXXX-XXXX			
連絡担当者	〇〇〇〇			
その他留意事項				
5-2 一時集合場所				
一時集合場所	〇〇 町役場			
所在地	〇〇町〇丁目〇番〇号			
連絡先	XXX-XXXX-XXXX			
連絡担当者	総務課防災担当			
その他留意事項				

iii)

6 避難手段				
輸送手段	鉄道・バス・船舶・徒歩・その他()			
輸送手段の詳細	種類(車種等)	町営バス		
	台数	2台		
	輸送可能人数	26		
	連絡先	XXX-XXXX-XXXX		
輸送力の配分	〇〇 町役場から防災センターまでピストンする			
その他輸送手段	要援護者			
	その他(入院患者等)			
7 避難経路				
避難に使用する経路		国道〇〇号線		
交通規制	実施者の確認	警察官		
	規制にあたる人数	15人		
	規制場所	交通規制を行っている付近で警備を実施		
警備体制	実施者の確認	警察官		
	規制にあたる人数	15人		
	規制場所	交通規制を行っている付近で警備を実施		
8 避難誘導方法				
8-1 避難(輸送)方法				
地区	A地区			
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	来場者		
	輸送手段	徒歩		
	避難先	〇〇 町役場		
	集合時間	17時30分		
	その他(誘導責任者等)	〇〇〇〇		
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	56人+来場者		
	輸送手段	町営バス		
	避難経路	国道〇〇号線		
	避難先	〇〇 町防災センター		
	避難完了予定	18時30分		
	その他(誘導責任者等)	総務課職員		

iv)

iv)

要援護者等の避難方法	誘導の実施単位	5人			
	要援護者への支援事項	避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施			
	輸送手段	施設福祉車両			
	避難経路				
	避難先	福祉施設			
	避難開始日時	17:05			
	避難完了予定	18:35			
8-2 職員の配置方法					
配置場所	7ヶ所(要避難地域内3か所、要避難地域外4箇所)				
人数	5×7=35名				
現地調整所	連絡要員を2名配置				
8-3 残留者の確認方法					
確認者	警察官、自衛隊				
時期	17:30				
場所	要避難地域内				
方法	戸別訪問、拡声器、警察車両、防災無線等				
措置	残留者に対し避難を求める				
終了予定日時	18:30				
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法					
食事時期	状況に応じ提供				
食事場所	状況に応じ提供				
提供する食事の種類	-				
実施担当部署	-				
8-5 追加情報の伝達方法					
避難誘導員による連絡、防災行政無線、広報車等					
9 避難時の留意事項(主に住民)					
自宅から避難する場合の留意事項					
	基本事項				
	避難中の爆発に備え、できる限り、ヘルメット、長袖、長ズボンを着用し避難す				
	近隣の住民に掛け合うなど、相互に助け合って避難する。				
	避難時は、金銭、貴重品、身分証明書、最小限の着替えや日用品、				
	非常持ち出し品等を携行するものとする				

事態の特性	
	犯人グループが確保されていないため、充分注意し避難する。
時期の特性	
	気温が高いため、衣類の選別、団扇、タオル、水分補給等に留意する
一時集合場所での対応	
	避難者を県が用意した大型バスにて順次移動
10 誘導に際しての留意事項(職員)	
<p>恐怖心や不安感の中で非難を行うこととなるため、職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。</p> <p>防災服や腕章により、誘導員であることの立場や役割を明確にしその活動に理解を求めること。</p> <p>混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。</p>	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達。
避難実施要領の伝達先	伝達一覧表による
職員間の連絡手段	無線機及び携帯電話による
12 緊急時の連絡先	
〇〇 町 国民保護/緊急対処事態対策本部	TEL: XXX-XXXX-XXXX FAX: XXX-XXXX-XXXX

④ 化学剤・生物剤による攻撃

ア 【化学剤・生物剤による攻撃のパターン事例】

図表 13 化学剤・生物剤による攻撃のパターン事例
(パターン外資料)

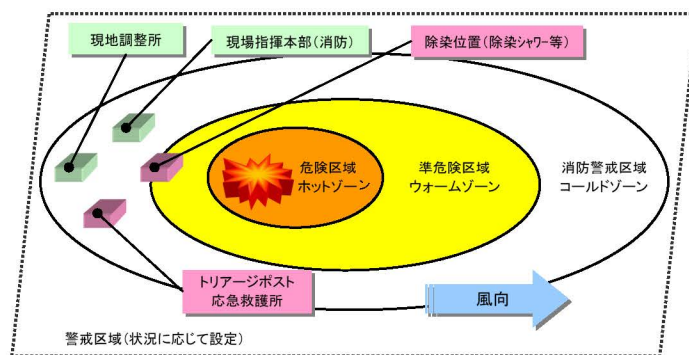
9-5 現地調整所の設置

□**総括班**は、現場の活動状況を勘案して、現地調整所の設置の必要性を検討し、市対策本部長（市長）に対して現地調整所の設置を上申する。

※現地調整所の設置場所については、消防機関及び警察等との調整の上決定する。

※化学剤や生物剤が散布されたような現場においては、汚染がない地域（コールドゾーン）に現地調整所を設置する。

◎現地調整所の設置イメージ（化学剤散布事案の場合）



※武装グループによる施設占拠などの場合には、所有する武器等の状況を踏まえた検討が必要になるため、県警察等と十分に調整したうえで、現地調整所を設置する。

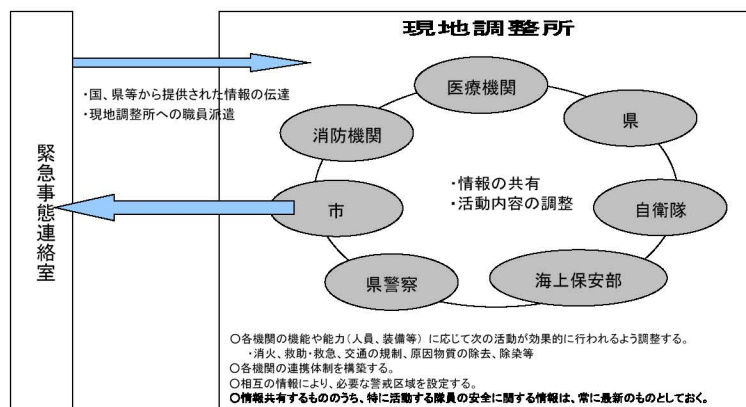
i)

□**総括班**は、市対策本部長（市長）が現地調整所の設置が必要と判断した場合、以下の職員を派遣する。

- ・総括班（2名）：現地における調整
- ・安全対策部（2ないし3名）：現地における武力攻撃災害への対処に関する総合調整
- ・情報収集部（2ないし3名）：市対策本部との情報連絡

※関係機関によって既に現地調整所が設置されている場合にも上記職員を派遣する。

◎現地調整所における連携イメージ



11-1 他機関が警戒区域の設定を行った場合の対応（必要に応じて実施）

□[総括班](#)及び[安全対策部](#)は、県、県警察、海上保安部又は自衛隊から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動（マニュアル 11-4 参照）について調整を行う。

◎市以外の機関による警戒区域の設定（国民保護法）

県	警察官・海保官	消防職員	自衛官
都道府県知事は、必要があると認めるときは、自ら警戒区域の設定ができる(114条)	市町村長や都道府県知事の措置を待つ暇がない場合は、警戒区域の設定ができる(114条)	—	市町村長や都道府県知事、警察官・海保官がその場にいなくても、警戒区域の設定ができる(114条)

11-2 警戒区域の設定の要請（必要に応じて実施）

□[総括班](#)は、市による措置が間に合わないと判断した場合は、市対策本部長（市長）の判断を求めた上で、連絡調整班を通じて県警察（警察官）又は海上保安部（海上保安官）に対し、警戒区域の設定を要請する。

11-3 警戒区域の設定に関する協議（必要に応じて実施）

□[安全対策部](#)は、収集した情報をもとに状況を分析し、現地調整所における消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等からの助言を踏まえて、警戒区域の範囲を決定する。

※NBC 攻撃によって汚染された可能性のある場合、専門的な知見を有する機関（消防機関、警察、自衛隊、日本中毒センター等）の助言を踏まえて区域を設定する。

※武力攻撃リスク（武装グループなど）が残存しているような場合は、その動向や所持する武器の影響範囲などを考慮した区域設定を行う必要があるため、特に県警察の助言を踏まえて設定する。

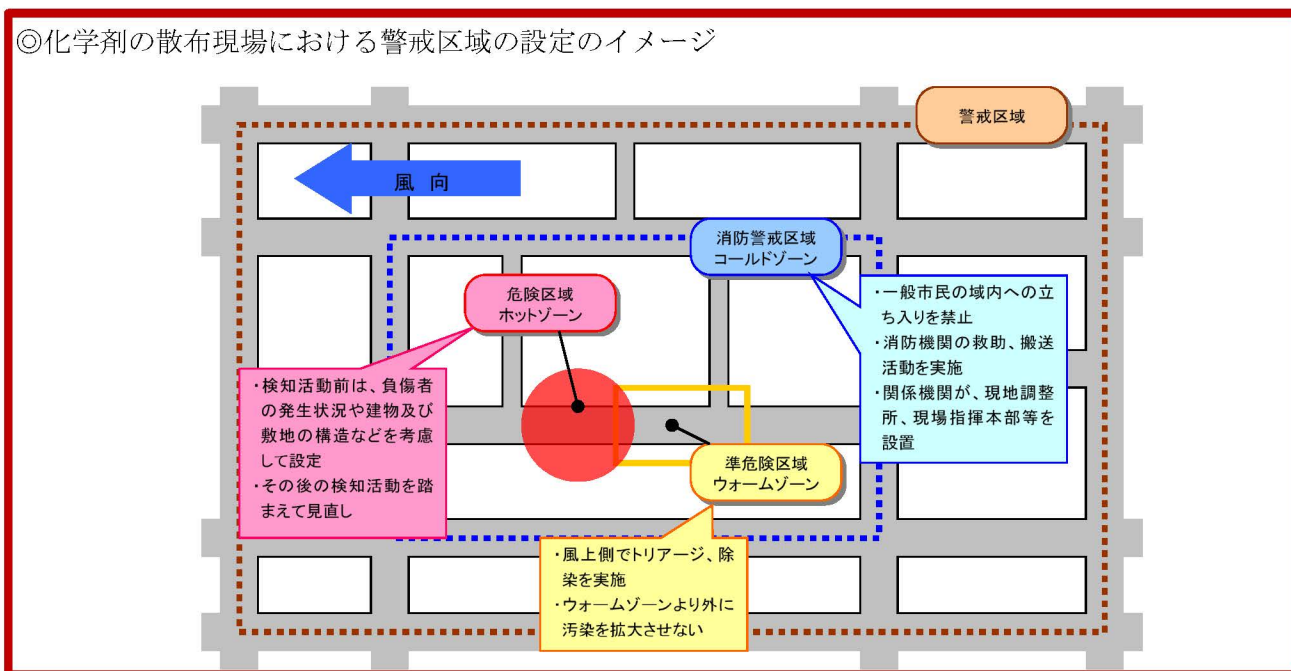
※事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

□[安全対策部](#)は、総括班との協議の上、「警戒区域の設定」に関する具体的な措置の内容を決定する。

- ・外部からの立ち入りの制限
- ・外部からの立ち入りの禁止
- ・警戒区域からの退去 など

□総括班は、市対策本部長（市長）に対して国民保護法に基づく警戒区域の設定を上申する。

◎化学剤の散布現場における警戒区域の設定のイメージ



ii)

11-4 警戒区域の設定

□総括班は、警戒区域の設定及び住民への情報伝達等のため、以下の職員を発災現場周辺に派遣する。

- ・安全対策部（人数は規模による）：警戒区域の設定、要所配置
 - ・情報収集部（人数は規模による）：警戒区域内外の状況及び派遣職員の活動状況等の把握
 - ・情報伝達部（人数は規模による）：警戒区域内外の住民等への情報伝達
 - ・避難誘導部（人数は規模による）：警戒区域内外の住民等の誘導
- ※事態の規模等に応じて他部も加わって実施するものとする。

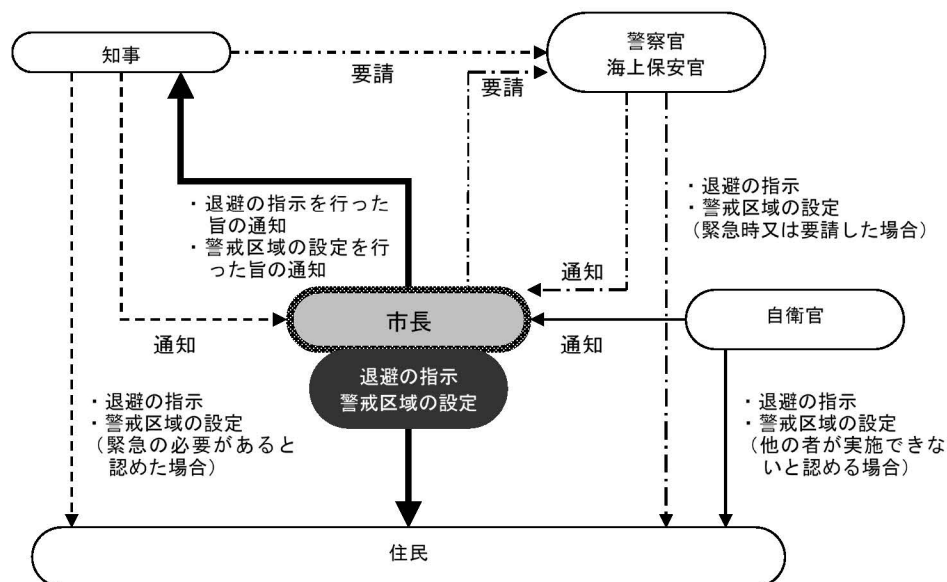
□発災現場に派遣された職員（安全対策部、情報伝達部、避難誘導部）は、以下の手順で警戒区域の設定等を行う。

- ・ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。
- ・現場の対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立ち入りを制限（もしくは禁止）する。
- ・状況に応じて、警戒区域内からの退去を命ずる。
- ・警戒区域の周辺では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両、住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずる。

□総括班は、警戒区域を設定した旨を県（危機管理室）に通知する。

□広報班は、警戒区域の設定について放送事業者に連絡する。

◎警戒区域の設定に関する措置関連図



※警戒区域の設定（国民保護法）を行う際の状況として、退避の指示（国民保護法）をあわせて実施するような状況も想定される。そのような場合、退避の指示に係る役割を踏まえた職員配置を検討する。

II-B-13-1 退避方法に関する検討

□総括班は、安全対策部、情報収集部、情報伝達部、避難誘導部及び物資・輸送部と協力し、区域外への退避の具体的な内容について検討する。

◎退避場所

- ・要退避区域内の住民⇒一時的に設置された退避場所（区域外の公園やグラウンドなど）
- ・一時滞在者⇒要退避区域外
- ・軽症患者⇒救護所（要退避区域外の保健所など）

◎退避方法

《要退避区域内の住民》

- ・徒歩を原則とする。（※要退避区域の規模による）
- ・速やかに要退避区域から遠ざかるように移動し、要退避区域外の公園やグラウンド等に退避する。
- ・状況が判明し、退避を継続する必要がある場合、要退避区域外に避難所を設置し、住民を避難所まで誘導する。

iii)

《一時滞在者》

- ・徒歩を原則とする。（※要退避区域の規模による）
- ・速やかに要退避区域から遠ざかるように移動し、要退避区域外を発着する鉄道やバス等が利用可能な場合は、それらの交通機関を利用し帰宅するよう促す。
- ・必要に応じて、要退避区域外の公園やグラウンド等を一時的な集合場所に設定し、集合場所を拠

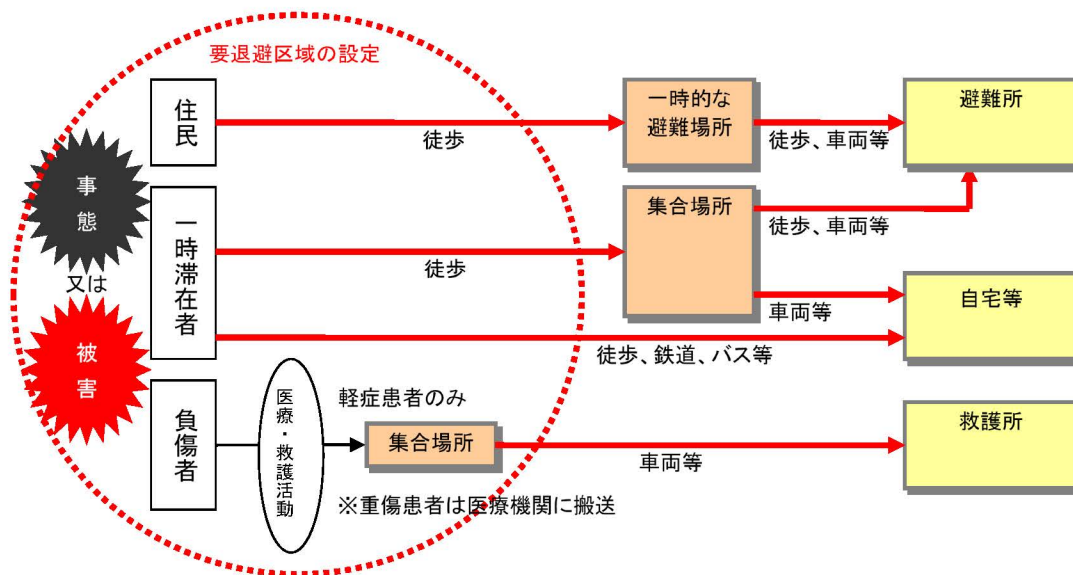
点としたバス搬送等を行う。

- ・帰宅が困難な者については、住民と同様に、避難所まで誘導する。

《軽症患者（トリアージまでは主として消防機関による救護活動）》

- ・被災者の汚染管理や汚染拡大防止の観点から、消防機関が設定するホットゾーン（危険区域）やウォームゾーン（準危険区域）などのゾーニングに従い、ウォームゾーン内で除染を受けるよう誘導する。
 - ・除染を受けた後、コールドゾーン（準危険区域外）に設置されたトリアージポストまで誘導する。
- iii)
- ・衣服等が汚染されている場合には、脱衣が必要となるため、避難誘導部及び物資・輸送部は、毛布等を準備する。
 - ・トリアージポストにおいてトリアージを行い、負傷者を緊急治療群患者、準緊急治療群患者、軽症群患者に区分する。
 - ・軽症患者については、集合場所まで誘導し、市が手配するバス等の車両により救護所（要退避区域外の保健所等）まで搬送する。

◎区域外への退避の基本形



◎伝達内容（例）

「〇〇町×丁目、△△町〇丁目の地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避してください。」

II-B-13-2 輸送手段の確保、調整（必要に応じて実施）

※輸送手段の確保が必要な場合は以下を実施する。

iv) □連絡調整班は、退避住民等の運送が必要な場合において、県との調整を図った上で、物資・輸送部と協力して、バス事業者等の運送事業者等に対し、退避住民の運送を求める。

- ・バス事業者（詳細は資料編を参照）

- ・鉄道事業者（詳細は資料編を参照）
- ・海上輸送事業者（詳細は資料編を参照）
- ・航空事業者（詳細は資料編を参照） など

iv) ※市中心部等において、大規模集客施設やターミナル駅等が要退避区域に含まれる場合、退避者を円滑に帰宅させるため、鉄道及びバスの臨時ダイヤによる運行などが必要になるため、これら事業者との調整を行う。

II-B-13-3 避難所の確保、開設（必要に応じて実施）

※集合場所や避難所の確保が必要な場合は以下を実施する。

□避難所運営部は、以下の手順で避難所の開設を行う。

- ①総括班、避難誘導部、物資・輸送部と協議しながら、集合場所や一時的な避難場所（公園やグラウンド等）、避難所の候補を選定する。
- ②保健衛生・医療対策部と協議しながら、救護所（保健所または避難所）の候補を選定する。
- ③県との調整のうえ、集合場所や一時的な避難場所、避難所・救護所を開設する場所を決定する。
- ④退避者数を勘案し、避難所等における情報の収集及び伝達、救護活動、健康管理のために必要な職員を派遣する。
- ⑤自主防災組織等の協力のもと、避難所を開設する。

※必要に応じて、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の設置について検討する。

※化学剤の拡散などが懸念される場合は、原則として風上側の避難所を選定する。

※避難所におけるプライバシーの確保や男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮を行う。

II-B-13-4 退避実施要領の策定（時間的余裕がある場合）

□総括班は、以下の手順で退避実施要領（案）を記載する。

- ①退避実施要領の様式 II-Bの「退避の必要性等」欄に、国民保護法に基づく退避を実施する旨を記載する。
- ②同欄に、要退避区域を記載する。
- ③同欄の退避先地域が「（要退避区域）の区域外」になっていることを記載する。
※退避先地域として、具体的な地域名称や施設名称を記載することが可能な場合はそれらを記載する。
- ④同欄に、輸送手段（原則、「徒歩」）を記載する。
- ⑤一時的な避難場所や集合場所を設置する場合には、「待機場所等」欄に、場所・施設名称等を記載する。
- ⑥鉄道やバスが代替輸送や臨時ダイヤで運行している場合など、その内容を「代替輸送等」

欄に記載する。

⑦「退避誘導員の配置等」欄に、要退避区域周辺で退避誘導を行う職員の配置計画（誘導責任者、誘導副責任者、巡回職員、誘導要員等の職員の体制）について記載する。

⑧「退避に係る全般的方針」欄に、事態の様相を考慮し、以下を記載する。その際、様式に予め記載している事項を参考にする。

- ・退避実施要領の住民等への伝達方法
- ・残留者の確認方法
- ・誘導に際しての留意点や職員の心得
- ・住民に周知する留意事項
- ・安全の確保に関する留意点

⑨「連絡先」欄に、市の連絡先を記載する。

※事態認定前に退避を行う際の状況としては、時間的余裕がなく、可能な限り迅速に退避することが必要な状況がほとんどと考えられ、そのような場合は、様式に沿ったものとする必要はなく、要点を箇条書きにするなど、簡潔な内容とする。

□総括班は、退避の指示を行うことについて、市対策本部長（市長）に対して上申する。

II-B-13-5 退避の指示

□総括班は、退避の指示の伝達等のため、以下の職員を発災現場周辺に派遣する。

- ・情報伝達部（人数は規模による）：住民等への情報伝達
- ・情報収集部（人数は規模による）：現場の状況及び派遣職員の活動状況等の把握
- ・避難誘導部（人数は規模による）：住民等の誘導

※事態の規模等に応じて他部も加わって実施するものとする。

□情報伝達部は、退避の指示を必要な地域の住民に速やかに伝達する。

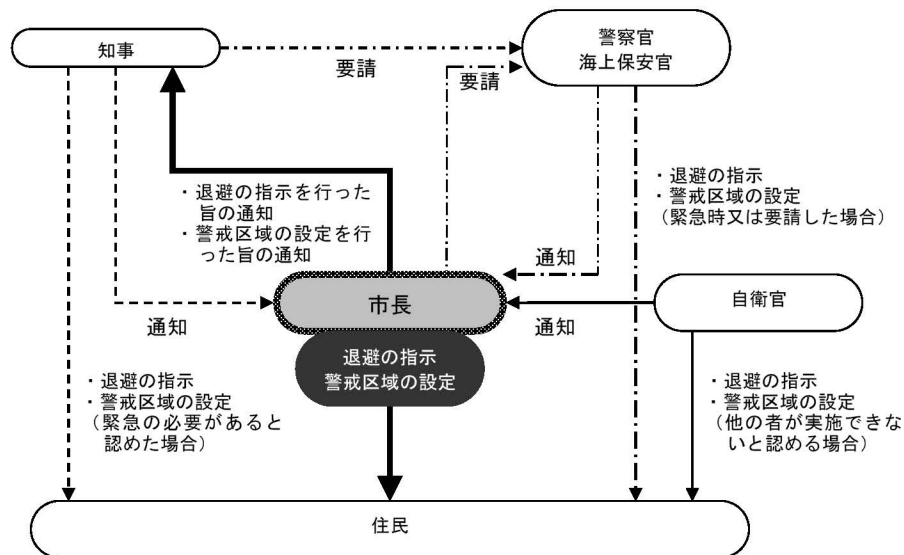
◎伝達方法

- ・同報系無線やホームページ、広報車を活用して伝達する。
- ・大規模集客施設やターミナル駅等が要退避区域に含まれる場合は、各施設の放送設備を活用するなどして、施設管理者や事業者と協力し、退避の指示を伝達する。
- ・県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した情報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。 など

□総括班は、退避の指示を行った旨を県（危機管理室）に通知する。

□広報班は、退避の指示の内容について放送事業者に連絡する。

◎退避の指示に関する措置関連図



※退避の指示を行う際の状況として、警戒区域の設定（国民保護法）をあわせて実施するような状況も想定される。そのような場合、警戒区域の設定に係る役割を踏まえた職員（安全対策部等）の配置を検討する。

II-B-13-6 職員の安全の確保

- 総括班は、事態が変化した場合に適時に指示が出せるよう、情報収集部を通じて発災現場に派遣した職員の活動状況を常時把握するなど、職員の安全の確保に最大限留意する。
- 現場に派遣された職員（安全対策部、情報収集部、情報伝達部、避難誘導部）は、周辺の変化に最大限の注意を払い、異変を感じた場合はためらうことなく撤退するなど、自ら身体の安全に最大限留意して行動する。

◎職員の行動原則

- ・総括班の指示（発災現場近傍に現地調整所が設置された場合は現地調整所を経由）に基づき行動する。
- ・爆発や化学剤の散布などがあった場合、消防機関等が設定するホットゾーン（危険区域）やウォームゾーン（準危険区域）には立ち入らない。
- ・現場の安全性に関する情報を消防や県警察から常に入手しながら活動する。
- ・個々人がすぐに情報を入手できる体制で活動する。
- ・原則として単独では行動しない。
- ・周囲に異変を感じたら、独自の判断で安全な地域まで移動する。

図表 14 化学剤・生物剤による攻撃のパターン事例
(パターン資料)

〇〇鉄道A駅における化学剤テロ事案に関する退避実施要領

〇〇市長

平成●年●月●日 10時00分

1. 退避の指示の内容等

現在、〇〇鉄道A駅において発生している化学剤散布事案の状況を受け、退避の必要性があると判断したため、以下のとおり国民保護法に基づく退避の指示を行うものとする。

退避が必要な地域	退避先となる地域
A駅構内 (集客施設A、集客施設Bを含む)	左記の区域外

具体的には、以下に示す要領で退避を実施するものとする。

2. 待機場所等

待機する場所等がない場合は、以下の施設を一時的な待機場所として開設する。なお待機場所には、必要に応じて、軽症患者に対する問診やカウンセリングを行う体制を整える。宿泊所等が必要となる者については別途指示を行う。

【待機場所】

- ・待機場所A
- ・待機場所B
- ・待機場所C

3. 代替輸送等

退避が必要な地域となるA駅構内への立ち入りが禁止されるため、当該地区内を発着点とする交通機関は全て運行停止とする。

代替輸送拠点は以下のとおり。

【代替輸送計画】

<鉄道>

〇〇鉄道A線 B駅

〇〇鉄道B線・C線 C駅

〇〇鉄道D線 D駅

〇〇鉄道E線 E駅

JR F駅

<バス>

〇〇バス（一部区間（A駅周辺）を運行停止とした折り返し運転）

〇〇バス（JR F駅より発着）

〇〇市社会福祉協議会（リフトつきバスによる要援護者の移動支援）

vii)

4. 退避誘導員の配置等

【市の体制・職員派遣】

職員115名をA駅付近へ配転する。

広報車による周知要員は、事態の状況について周知するとともに、現場に居合わせた一時滞在者等に対しては、1次除染及びトリアージ後に必要に応じて医療機関へ搬送、または代替輸送拠点から帰宅する旨を伝達する。また、周辺地域の住民に対しては現場に近づかず外出を自粛する旨を周知する。

周辺配置要員は現場から誘導を行う。自力歩行可能な一時滞在者等については代替輸送拠点から帰宅を促し、待機する場所等のない一時滞在者等または二次的な治療を要する軽症群患者等については一時的な待機場所へ、自力歩行困難な災害時要援護者については〇〇市社会福祉協議会のバスによって〇〇市老人福祉センターへ誘導する。

□責任者：1名

□副責任者：4名

□広報車による周知要員：5台／10名

□周辺配置要員：100名

viii)

5. 退避に係る全般的方針

(1) 退避実施要領の住民等への伝達

- ア 市は退避実施要領の内容について防災行政無線を用いて伝達するとともに、広報車を活用する。
- イ ターミナルや集客施設等においては、施設管理者の協力を得ながら、館内放送等の設備を活用して伝達する。
- ウ 市街地においては、警察官等の協力のもと、街頭において状況を伝達するとともに、安全な退避を呼びかける。また、各ビル等の管理者に対して館内放送および戸別訪問による伝達等の対応を要請する。
- エ 市内の他地区に対し、当該区域への移動を自粛するよう広報するとともに、鉄道事業者、バス事業者に対しても広報を要請する。
- オ また、報道機関に対して、退避実施要領の内容を提供する。

(2) 残留者の確認

- 市職員及び消防団員は、巡回等により区域内の残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、退避を行うよう説得を行う。
- ターミナルや集客施設等においては、施設管理者の協力のもと、確認作業を実施する。

(3) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- 市の職員及び消防団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。
- ・現場に居合わせた一時滞在者は、恐怖心や不安感の中で退避を行うこととなるため、市職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。また、一時滞在者等を誘導する各施設等の職員についても、同様の心得を指示する。
 - ・市の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
 - ・市の誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
 - ・退避が必要な地域に含まれる事業所等においては、帰宅が可能な場合は帰宅するか、待機場所まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

(4) 市民等に周知する留意事項

- ア 周辺住民に対しては、外出の自粛を要請する。その他地区の住民に対しては、現場付近に近づかないよう要請する。
- イ 街頭の一時滞在者等については、落ち着いて行動するよう重ねて広報し、混乱状況が発生することを避ける。誘導員を密に配置し、警察官、各施設管理者等とも協力し、案内板やスピーカーなどを最大限に活用して呼びかける。
- ウ 施設管理者や事業所のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行い混乱の防止に努めるようお願いする。
- エ 事業所・店舗等に対しては、商品等の保安面に留意するよう促すとともに、金銭・貴重品、身分証明書等最小必要限度のもの以外携行しないよう注意する。
- オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市緊急事態連絡室、消防吏員、警察官に通報するよう促す。

(5) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないように、国対策本部や県対策本部からの情報、市緊急事態連絡室において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

6. 連絡先

- ア 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。
- イ 退避に伴う緊急連絡先について、住民等にあらかじめ伝達する。
- ・〇〇市民会館 電話：XXX-XXXX-XXXX
 - ・〇〇コミュニティセンター 電話：XXX-XXXX-XXXX
 - ・県立〇〇〇〇高等学校 電話：XXX-XXXX-XXXX
- ウ 市緊急事態連絡室設置場所：保健所・消防合同庁舎 6階 大会議室
電話：XXX-XXXX-XXXX

(3) 分類③：域内・域外避難を行うと考えられる類型

① 着上陸侵攻

ア 【着上陸侵攻のパターン事例①】

図表 15 着上陸侵攻のパターン事例①

I 着上陸侵攻の兆候があり、市外（県外）へ避難させる場合

1 想定

X年M月D日、国交悪化の一途をたどっていた某国と我が国は、最後の外交交渉さえ決裂し、一触即発の状態となっていたところ、日本海に面する某国H港に大規模な部隊が集結しているとの情報を得た。

2 国の状況

日本国政府は、某国の部隊集結を捉え、これを武力攻撃予測事態と判断し、直ちに武力攻撃事態対処法第9条に基づく対処基本方針を定めるとともに、内閣に武力攻撃事態等対策本部（以下、国対策本部）を設置した。

国対策本部は、**3ヶ月以内**に某国による大規模な着上陸侵攻があると予測し、自衛隊に水際迎撃の準備を指示するとともに、着上陸の想定箇所及びその後の侵攻経路と予測される県及び市町村に対し、国民保護対策本部の設置及び他県への避難措置の指示を發した。

3 ○○県の状況

○○県は、侵攻経路に当たることが予測されるため、国対策本部より、国民保護対策本部の設置及び国道A号沿線の市町に対し、**県外への避難**措置を実施するよう指示された。

これに基づき、○○県は、隣接A市、隣接B市、○○市、隣接C市、隣接D市、隣接E市、隣接A町、隣接B町の各市町の住民に対し、**2ヶ月以内**に**県外避難**を行うよう指示した。

4 ○○市の状況

○○市は、国対策本部より国民保護対策本部の設置及び○○県よりA県B市、C市、D市へ、**全住民を避難**させるよう指示を受けたため、直ちに対応体制を整え、避難実施要領の作成に着手した。

5 本状況の特徴

- (1) 県外避難を必要とする。
- (2) 2ヶ月程度の時間的な余裕があり、計画的な避難が可能である。
- (3) 戦闘状態になる前に避難を行うため、国民保護措置に従事する者の安全が確保されている。

i)

避難実施要領

〇〇県 〇〇市長
〇年〇月〇日〇時現在

I 避難の方針

〇〇市は、某国上陸部隊の接近経路にあたることが予想されるため、〇月〇日〇時までには、 A 県 B 市他 2 市へ、陸路及び海路により、全市民を避難させる。

II 避難の大綱

1 避難対象地区

全地区の全市民

2 避難先地域

A 県 B 市、 C 市、 D 市

3 避難開始時期及び完了目標

- (1) 自家用車等で避難できる歩行困難者等…… 〇年〇月〇+7 日～〇月〇+28 日
- (2) 自力で避難できない歩行困難者等…… 〇年〇月〇+7 日～〇月〇+21 日
- (3) 一般の住民の避難…… 〇年〇月〇+14 日～〇月〇-7 日
- (4) 避難完了目標…… 〇年〇月〇日

ii)

4 避難のための交通手段

- (1) 自家用車等で避難できる歩行困難な災害時要援護者等…… 自家用車
- (2) 自力で避難できない歩行困難者等（病院、福祉施設入所者）…… 県、医療機関調達車両（県の調達計画による）
- (3) 一般の住民
 - ア 市民の移動…… 借り上げバス
 - イ 〇〇市から A 県 B 市、 C 市までの移動…… J R 臨時特急列車
 - ウ 〇〇市から A 県 D 市までの移動…… 〇〇〇フェリー、借り上げフェリー
 - エ B 市内、 C 市内、 D 市内の移動…… A 県借り上げバス

iii)

5 避難の経路

- (1) 自家用車等で避難できる歩行困難な災害時要援護者等
 - ア 経路
 - 〇〇自動車道 A I C～〇〇高速道路〇〇 I C～国道〇号～ B 市避難所～ A △△総合公園
 - イ 自家用車両駐車場（ A 県△△総合公園）
 A 県△△総合公園を歩行困難な災害時要援護者用搬送車両の駐車場とし、各避難所へのシャトルバスを運行する。
運転者は、指定された避難所へ歩行困難な災害時要援護者を搬送後、 A 県△△総合公園へ駐車し、シャトルバスを利用して避難所へ移動する。

(2) 自力で避難できない歩行困難者（県との協議により定める）

ア 経路

〇〇自動車道 A I C～〇〇高速道路□□ I C～国道〇号～ A 県〇〇総合病院、 A 赤十字病院

(3) 一般の住民

地区ごとに陸路又は海路により避難する。

地区名	避難先	経路
A地区、B地区、C地区、D地区、E地区、F地区、G地区、H地区、I地区、J地区、K地区、L地区、M地区、N地区、O地区、P地区、Q地区、R地区、S地区、T地区	B市	陸路 I 各地区集合場所～輸送バス～JR〇〇駅 JR〇〇駅～臨時特急列車～JR B 駅 JR B 駅～A 県輸送バス～B 市各避難施設
U地区、V地区、W地区、X地区、Y地区、Z地区、AA地区、AB地区、AC地区、AD地区、AE地区、AF地区、AG地区、AH地区、AI地区、AJ地区、AK地区、AL地区、AM地区、AN地区、AO地区	C市	陸路 II 各地区集合場所～輸送バス～JR〇〇駅 JR〇〇駅～臨時特急列車～JR C 駅 JR C 駅～A 県輸送バス～C 市各避難施設
AP地区、AQ地区、AR地区、AS地区、AT地区、AU地区、AV地区、AW地区、AX地区	D市	海路 各地区集合場所～輸送バス～〇〇港第〇埠頭 〇〇港第〇埠頭～輸送フェリー～A 港第△埠頭 A 港第△埠頭～A 県輸送バス～D 市各避難施設

6 避難スケジュール

項目	日時	対象者・地区等	備考
自治会説明会	〇月〇+1日～〇+3日 19:00～	1日当たり16地区ずつ実施	
先遣隊出発	〇月〇+3日 12:00 出発	人員9名（各市へ3名ずつ）	公用車両3台
第1次避難	〇月〇+7日 9:00 開始	・自力で避難できる者 ・自力で避難できない歩行困難者等	A I Cに避難者専用ゲート設置
第2次避難	〇月〇+14日 9:00 ～ 〇月〇+16日 18:00	・陸路 I : A 地区、B 地区 ・陸路 II : U・V 地区、W 地区 ・海路 : AX 地区 ・市職員：誘導要員含め276名	
第3次避難	〇月〇+17日 9:00 ～ 〇月〇+19日 18:00	・陸路 I : T 地区、S 地区 ・陸路 II : AO 地区、AN 地区 ・海路 : AP 地区、AV 地区 ・市職員：誘導要員含め275名	
第4次避難	〇月〇+20日 9:00 開始	・陸路 I : C 地区、D 地区	
第10次避難	□月□-7日 9:00 ～ □月□-5日 18:00	・陸路 I : J 地区、K 地区 ・陸路 II : AF 地区、AE 地区 ・市職員：誘導要員含め150名	消防団員420名を含む
最終後衛隊出発	□月□-2日 12:00 出発	人員100名	防災パト車、マイクロバス、消防車両

iv)

7 交通規制等

- (1) JR○○:駅東口付近の規制
○月○+14日 9:00～ 避難誘導のための輸送バス以外、車両乗り入れ禁止
- (2) B ;IC～国道 B 号～国道 C 号の規制
○月○+28日 9:(B 自衛隊車両、避難誘導のための車両を優先

8 避難方法の調査・事前届出等

- (1) 避難者数・方法の調査、事前届出等
- ア 自治会説明会后、避難者数・避難方法（歩行困難な災害時要援護者及びその支援者が自家用車等で避難する場合）についての調査書を全戸配布し、自治会ごとに取りまとめる。
- イ 調査書には、世帯主、避難する者の氏名・生年月日、住所、安否確認時の情報提供の是非などについて、記入させる。
- ウ 指定日時以外の日時の避難を希望する者がいる場合は、その者の氏名、理由、避難を希望する日時を記入させる。
- エ 歩行困難な災害時要援護者及びその支援者が自家用車等で避難する場合は、上記のイの他、自家用車等で避難する者の氏名、理由、避難方法・時期、指定避難先への避難の是非、避難先の住所について記入させる。
- オ 各自治会は、地区ごとにまとめる。市担当者が地区自治会連合会長宅へ集めに行く。
- カ 調査は、自治会区域の自治会未加入世帯についても行政囑託員（自治会長）が行う。
- (2) 事前届出等
- ア 自家用車にて避難する者は、事前に所定の書式にて届出を行い、同時に通行許可を行う。
- イ 事前届出、通行許可を行わない者については、通行規制の解除を認めない。
- ウ 事前届出・申請の期間：○月○+3日 8:30 から○月○+14日 17:30 まで

9 その他

- (1) 避難時の携行可能荷物（自力で避難するものを除く）
一人で携行でき、座ったときにひざの上に乗せられるものまでとする。

III 避難住民の誘導

1 市民への周知

- (1) 全般的な避難実施要領の説明会の開催
地区ごとに自治会長を招集し、本書に基づく全般的な避難実施要領の説明を実施する。
- ア 日時 : ○月○+1日～○+3日（3日間） 1日当たり16地区ずつ実施。
- イ 場所 : 各地区公民館
- ウ 説明対象 : 自治会長
- エ 説明の体制 : 総務部の各所属職員を抽出再編し、全般説明班を16コ班編成する。
- オ 全般説明班の編成 : 主任以上の職員を長とし、主幹以下職員2名を班員とした、3名体制とする。
- カ 職員への説明会 : ○月○日○+4時に実施する。

(2) 避難の細部要領の周知

避難の細部要領について住民説明会を実施する。

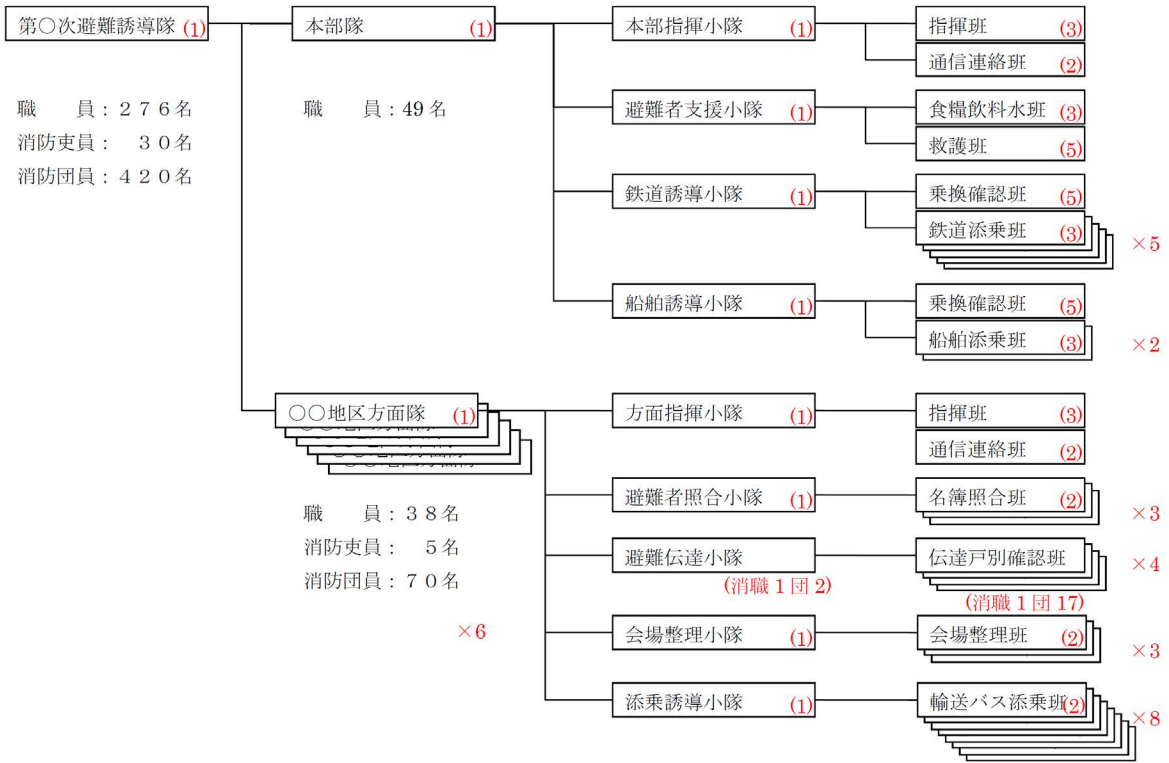
- ア 日時 : 各次避難期日の1週間前
- イ 場所 : 小学校体育館
- ウ 説明対象 : 自力で避難できない住民
- エ 説明担当者 : 各地区の避難誘導担当員（各地区方面隊）
- オ 説明内容 : 集合時間、集合場所、乗車要領、避難先地域及び避難施設、携行物品、携行荷物の制限など

2 避難誘導体制

- (1) 各次避難誘導隊の編成
各部局（総務部、市民生活部（市民課、収集資源センター、クリーンセンター）、下水道部、企業局を除く）より職員を抽出・再編し、各次の避難ごと、避難誘導隊を編成して、避難住民を誘導する。

(2) 避難誘導隊の組織

ア 編成



イ 組織

- (ア) 避難誘導隊長…………… 部長級職員
- (イ) 本部隊長 (副隊長兼務) …… 次長級職員
- (ウ) 方面隊長…………… 次長級職員
- (エ) 各小隊長…………… 主幹以上の職員

(3) 運用

- ア 避難誘導隊 (消防吏員を除く) は、各次避難住民の誘導に併せて、避難先市へ移動する。
- イ 消防団員は、第9次避難及び第10次避難の誘導の後、避難先市へ移動する。

3 避難誘導要領

(1) 先遣隊の派遣

- B 市、 C 市、 D 市に、事前調整のため先遣隊を派遣する。
- ア 日時 : 〇月〇+ 3日 12:00 出発
- イ 経路 : 市庁舎～〇〇自動車道～〇〇高速道路～ A 県 B 市役所、 C 市役所、 D 市役所
- ウ 使用車両: 公用車3台

(2) 第1次避難

- ア 自家用車等で避難できる歩行困難な災害時要援護者など
 - (ア) 原則として市職員による誘導は行わない。
 - (イ) 〇〇自動車道 A I Cに専用ゲートを設定。
 - (ウ) 混雑が予想される 〇〇自動車道 A I C付近に交通統制を実施。
- イ 病院、福祉施設の入所者等の避難
 - (ア) 原則として市職員による誘導は行わない。
 - (イ) 医療機関、福祉事業所ごとに、車両にて避難 (県との協議により定める)。

vii)

vii)

(ウ) 車両調達の支援を行う。

(3) 第2次避難～第10次避難

事前調査に基づき、各地区の住民を、借上げ輸送バス及び鉄道、又は船舶にて避難させる。

ア 指定集合場所：各小学校グラウンド

イ 受付、名簿確認：自治会ごとに受付を行い、名簿確認を行う。

ウ 輸送バスの運用：1地区当たり8台を運用。4台を1つのグループとして、2グループを交互に運用し、指定集合場所－JR○○駅（○○港埠頭）間をピストン輸送する。

エ 輸送バス添乗誘導：輸送バス添乗班員は、JR○○駅（又は○○港埠頭）で乗換確認班に避難者を引き継いだら、そのまま輸送バスに乗車し、指定集合場所に戻る。

オ 鉄道・船舶添乗誘導：鉄道・船舶添乗班は、添乗誘導する避難者とともに乗（船）車し、避難先市の避難誘導要員に引き継ぐまで誘導する。その後、回送臨時列車に乗車し帰福する。

カ 避難誘導隊の避難：各地区方面隊は、各次避難の最終日に、担当地区の避難完了を確認した後、輸送バスに乗車し、JR○○駅に集合する。隊員の点呼確認の後、臨時列車に乗車し、避難先市へ避難する。

(4) 最終後衛隊

各部残余職員を取りまとめ、車両にて A 県 B 市役所へ移動する。

ア 日時：□月□－2日 12：00 出発

イ 経路：市庁舎～○○自動車道～○○高速道路～ A 県 B 市役所

ウ 使用車両：防災パトロール車、マイクロバス3台、残余消防車両

4 避難者の支援

(1) 飲食物の給与

ア 給与内容

(ア) 食糧2食分：菓子パン若しくはおにぎりなどの携行しやすく、傷まないもの。

(イ) 飲料水：500mlペットボトル入り飲料水「○○○○○○の水」2本

イ 給与時期

各地区の指定集合場所での受付時。

(2) 救護体制

各次避難隊に、救護班として保健師5名を編成する。

5 その他

(1) 輸送・運送車両等

ア 借り上げ輸送バス

(ア) **A** 観光バス 20台

(イ) **B** 交通 12台

(ウ) **C** 観光バス 11台

(エ) **D** 運送 5台

イ JR臨時特急列車

(ア) 10：00発 **列車A** 号

(イ) 12：00発 **列車B** 号

(ウ) 14：00発 **列車C** 号

(エ) 16：00発 **列車D** 号

(オ) 18：00発 **列車F** 号

ウ フェリー

(ア) **A** フェリー 11：00発「**船舶A**」

(イ) **A** フェリー 14：00発「**船舶B**」

(2) 関係機関との調整

ア ○○県警察

(ア) ○○自動車道 A I C 付近の交通整理・統制

○年○月○+7日～○月○+28日（自家用車等で避難する歩行困難な災害時要援護者等による混雑のため）

(イ) J R A 駅東口付近の交通規制

○月○+14日 9:00～○月○-5日 18:00（輸送バス乗り入れのため）

(ウ) B I C～国道 B 号～国道 C 号の規制

○月○+28日 9:00～○月○-5日 18:00（自衛隊車両、避難誘導のための車両を優先のため）

イ ○○県

国及び A 県へ、できるだけ早期の長期避難住宅の建設を依頼する。

ウ 道路管理者

所管する道路の統制、規制を依頼する。

(3) 避難拒否者への措置

ア 避難指示に従わない者については、戸別確認時に、説得を試みる。

イ どうしても拒否するものについては、「避難指示を理解した上で避難を拒否し、その生命、身体、財産に及ぶ全ての危機について自己の責任に帰するため、事後一切の申し立てをしない」旨の宣誓書に、自筆をもって署名させる。

(4) 緊急の連絡先

ア ○○市内においてトラブルがあった場合

○○市国民保護対策本部 本部室 避難誘導支援班 XXX-XXX-XXXX

イ 移動時においてトラブルがあった場合

(ア) ○○市国民保護対策本部 本部室 避難誘導支援班 XXX-XXX-XXXX

(イ) 先遣隊 隊長 ○○主任 090-××○○-※※##

ウ 避難先においてトラブルがあった場合

(ア) 先遣隊 隊長 ○○主任 090-××○○-※※##

(イ) B 市避難受入対策本部 0△△-○○○-□□□□

(ウ) C 市避難受入対策本部 0△○-×××-※※※※

(エ) D 市避難受入対策本部 0△□-□□□-###

第2次避難		月 日		○月○+14日～○月○+16日			
町丁目 (自治会名)	誘導対象数		集合時間	避難先施設名	住 所		備考
	世帯数	人 数					
A 地区		指定集合場所		JR○○駅西口広場		経 路	陸路 I
A 1丁目	59	166	○月 日 9:20	B 市立総合運 動センター体育館	A 県 B 市○○町△-△△ -△		
A 2丁目	69	173	○月 日 9:20	B 市立総合運 動センター体育館	A 県 B 市○○町△-△△ -△		
A 3丁目	46	101	○月 日 9:20	B 市立総合運 動センター体育館	A 県 B 市○○町△-△△ -△		
B 1丁目	26	72	○月 日 9:20	B 市立総合運 動センター体育館	A 県 B 市○○町△-△△ -△		
B 2丁目	80	193	○月 日 11:20	B 市 市民交流 会館	A 県 B 市□□町○丁目- □□-□		
B 3丁目	13	43	○月 日 11:20	B 市 市民交流 会館	A 県 B 市□□町○丁目- □□-□		
C 1丁目	65	162	○月 日 11:20	B 市 市民交流 会館	A 県 B 市□□町○丁目- □□-□		
C 2丁目	95	247	○月 日 11:20	B 市 市民交流 会館	A 県 B 市□□町○丁目- □□-□		
B 地区		指定集合場所		集合場所 A		経 路	陸路 I
D 1丁目	134	381	○月 日 9:00	B 市 ふれあい 市民センター	A 県 B 市△△○丁目○△ -○○		
D 2丁目	58	166	○月 日 11:00	B 市 ふれあい 市民センター	A 県 B 市△△○丁目○△ -○○		
D 3丁目	115	305	○月 日 11:00	B 市 ふれあい 市民センター	A 県 B 市△△○丁目○△ -○○		
D 4丁目	78	199	○月 日 13:00	B 市 市民北体 育館	A 県 B 市△○町□△-△ ○		
E 3丁目	125	354	○月 日 13:00	B 市 市民北体 育館	A 県 B 市△○町□△-△ ○		
E 4丁目	87	237	○月 日 13:00	B 市 市民北体 育館	A 県 B 市△○町□△-△ ○		
U・V地区		指定集合場所		集合場所 B		経 路	海路
F 町	7	24	○月 日 9:30	D 市 市民会館	A 県 D 市△△□丁目○○ -○○		
G 町	201	680	○月 日 9:30	D 市 市民会館	A 県 D 市△△□丁目○○ -○○		
H 町	56	180	○月 日 9:30	D 市 市民会館	A 県 D 市△△□丁目○○ -○○		
…… 以下、つづく							

viii)

イ 【着上陸侵攻のパターン事例②】

図表 16 着上陸侵攻のパターン事例②
(パターン外資料)

1 避難パターン及び周辺離島における住民避難について

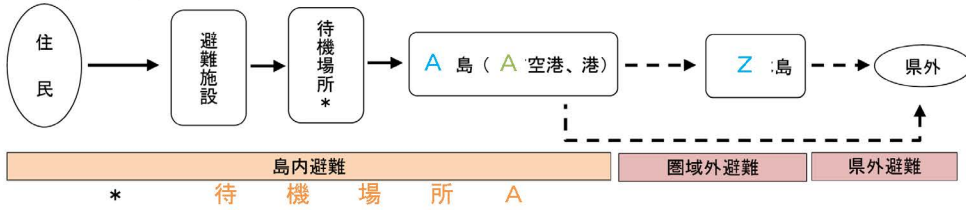
本市域には、A 島及び5つの離島（B 島、C 島、D 島、E 島、F 島）がある。B 島・C 島、D 島、E 島についてはそれぞれ、A 大橋、B 大橋、C 大橋で連絡されているが、F 島への交通手段は海路のみとなっている。

武力攻撃事態等において、懸念される避難や救援について円滑に実施できるよう、以下のとおり定めるものとする。

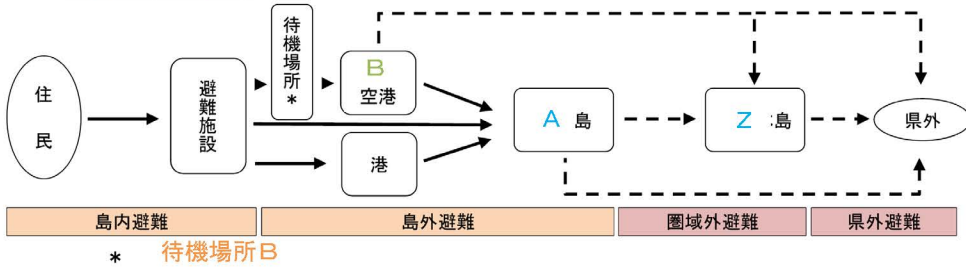
【避難パターン（屋内避難以外）】

→ : 圏域内（島内・島外）避難 -> : 圏域外避難・県外避難

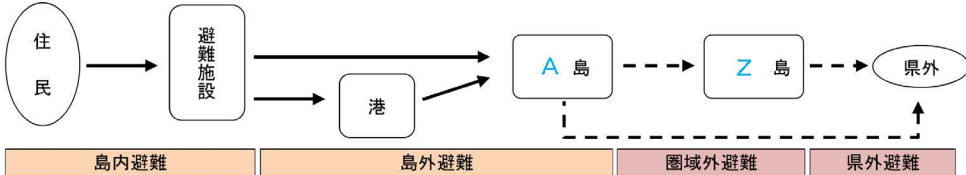
○ A 島における避難パターン



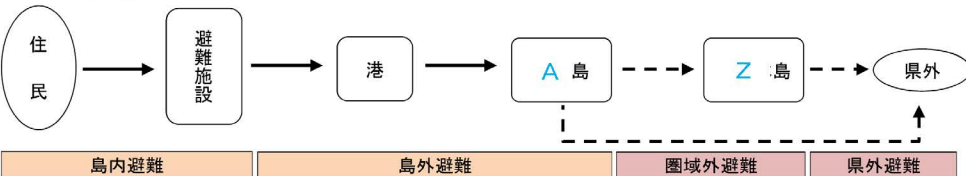
○ B 島・C 島における避難パターン



○ D 島・E 島における避難パターン

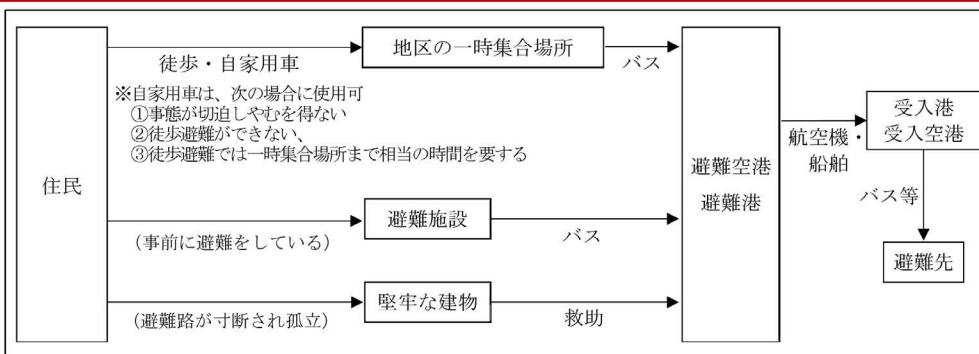


○ F 島における避難パターン



i)

ii)



図表 17 着上陸侵攻のパターン事例②
(パターン資料)

避難実施要領	
〇〇〇市長	
2018年 9月 3日 10時 40分現在	
<input type="checkbox"/> 圏域内(島内)避難 <input type="checkbox"/> 圏域内(島外)避難 <input checked="" type="checkbox"/> 圏域外避難 <input type="checkbox"/> 県外避難	
1 県からの避難の指示の内容	
避難地域:市全域 特に急を要する避難地域: A 地域、 B 地域、 C 地域	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	2018年 9月 3日(日) 10:00
発生場所	A 地域、 B 地域、 C 地域
実行の主体	不明
事案の概要と被害状況	武装工作部隊が A 島の南海岸(〇〇漁港～ E 島)の複数地点から侵入し、侵攻を行っている。
今後の予測・影響と措置	周辺海域で武装不審船の攻撃や紛争が発生しており、被害は市全域及び周辺市町村への影響も大きいものと考えられる。また、避難期間も長期間になる可能性もあること考慮する必要がある。
気象の状況	天候:雨 気温:30℃ 風向:南 風速: 9m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	市全域
避難先と避難誘導の方針	市全域の住民及び観光客等をバス及び飛行機等で市外の避難施設へ避難させる。
避難開始日時	9月 3日(日) 10:40
避難完了予定日時	
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	警察:侵攻された地域周辺の警戒活動 消防:住民への広報活動、避難誘導活動
連絡調整先	県現地対策本部:市職員2名を派遣 現地調整所:市職員2名を派遣 その他関係機関:道路管理者
3 事態の特性で留意すべき事項	
事態の特性 (除染の必要性等)	武装工作部隊は、大量殺傷物質等を含んだ攻撃も行う可能性があることや、攻撃による火災などの二次災害も懸念される。

iii)

地域の特性	
時期による特性	避難実施日は休日で観光施設には多く人がいることが考えられることから、住民のみならず、観光客の避難も考慮しなければならず、避難にも時間を要することが考えられる。

iv)

4 避難者数(単位:人)				
地区名	字〇〇	字〇〇	字〇〇	合計
避難者数	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人
うち避難行動要支援者数	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人
うち外国人等の数	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人

v)

5 避難施設等					
5-1 一時集合場所					
避難地域	字〇〇	字〇〇	字〇〇	「小学校区別の避難関連施設等」	
避難施設名	〇〇小学校	〇〇公民館	〇〇中学校		
所在地					
連絡先					
連絡担当者					
その他の留意事項					
5-2 待機場所					
待機場所	待機場所A	待機場所A	待機場所B		
所在地					
連絡先					
連絡担当者					
その他の留意事項					
5-3 避難先施設					
避難施設	〇〇小学校	〇〇中学校	〇〇体育館		
所在地	〇〇市・・・	〇〇市・・・	〇〇市・・・		
収容可能人数					
連絡先					
連絡担当者					
その他の留意事項					

6 避難手段		
輸送手段	バス 船舶・徒歩 航空機 その他(避難行動要支援者用の車)	
輸送手段の詳細	種類(車種等)	大型バス、航空機
	台数	大型バス:〇〇台(避難地区の人口に応じて) 航空機:〇機
	輸送可能人数	大型バス1台あたり約50人

		航空機1機あたり約 150 人
	連絡先	協定締結バス会社(0000-11-1111) 協定締結航空会社(0000-22-2222)
輸送力の配分の考え方	-	
その他輸送手段	避難行動要支援者	自力歩行が困難な高齢者等に対しては、一時集合場所まで市の保有車両による輸送を行う。
	その他(入院患者等)	要避難地域内の病院及び避難先地域の病院と調整し、救急車による搬送を行う。

7 避難路

避難に使用する経路		主要な避難路は、国道 A 号、県道 A 号、県道 B 号、主要地方道 A 号、主要地方道 B 号とする。詳細は、別添地図及び別途作成している地区別防災カルテを参照。
交通規制	実施者の確認	〇〇 警察署
	規制にあたる人数	〇〇人程度(協議により確認)
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難路で交通規制を行う。
警備体制	実施者の確認	〇〇 警察署
	規制にあたる人数	〇〇人程度(協議により確認)
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。

8 避難誘導方法

8-1 避難(輸送)方法

地区		字〇〇	字〇〇	字〇〇	
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	字	字	字	
	輸送手段	徒歩	徒歩	徒歩	
	避難先	〇〇小学校	〇〇公民館	〇〇中学校	
	集合時間	11:15	11:15	11:15	
	その他(誘導責任者等)				
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	字〇〇	字〇〇	字〇〇	
	輸送手段	バス、航空機	バス、航空機	バス、航空機	
	避難路				
	避難出発港・避難出発空港	A 空港	A 空港	B 空港	
	避難先	〇〇小学校	〇〇中学校	〇〇体育館	
	避難開始時間				
避難完了予定日時					

vi)

	その他(誘導責任者等)			
避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	地域防災計画に基づいて設定		
	避難行動要支援者への支援方法	避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施 □□病院の入院患者は、〇〇市の〇〇病院へ避難させる。		
	輸送手段	市の保有車両		
	避難路			
	避難先	〇〇市の〇〇病院		
	避難開始時間	9月3日(日)10:40		
	避難完了予定日時			
8-2 職員の配置方法				
配置場所	一時避難場所(○か所)、避難先の港・空港前(○か所)、 主要な交差点(○か所)			
人数	一時避難場所:○×3名=○名、避難先の港及び空港:○×10名= ○名、交差点:○×2名=○名 計○名			
現地調整所	連絡要員を2名配置			
8-3 残留者の確認方法				
確認者	市職員・消防・警察職員(約○名:誘導にあたらぬ職員を割り当て)			
時期	9月3日(日)12:30 開始			
場所	字〇〇			
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ、戸別訪問			
措置	残留者に対し避難するよう求める。			
終了予定日時				
8-4 避難誘導時の食料の支援提供方法				
食事時期	(避難施設に提供)			
食事場所	各避難施設			
提供する食事の種類	備蓄食料等			
実施担当部署				
8-5 追加情報の伝達				
避難誘導員による連絡、防災行政無線、広報車等				
9 避難時の留意事項				
自宅から避難する場合の留意事項				
基本事項				
避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行するものとする。				

	隣近所に声を掛け合い、相互に助け合って避難
事態の特性	武装グループが潜伏している可能性があるため、複数人で避難し、周りに注意を払う必要がある
時期の特性	雨が降っているため、着替えや雨合羽の準備が必要である。
一時集合場所での対応	
10 誘導に際しての留意事項(職員)	
(心得・安全確保・服装等) 職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。 防災活動服、腕章等の着用により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達。市ホームページ等掲載、広報車、消防車両を活用。伝達先として、あらかじめ指定している自治会長、自主防災組織の長にFAX等により送付。
避難実施要領の伝達先	関係機関連絡先一覧による。
職員間の連絡手段	地域防災計画で定めたとおりとする。
12 緊急時の連絡先	
〇〇市 国民保護/緊急対応事態対策本部	電話: XXX-XXX-XXXX FAX: XXX-XXX-XXXX

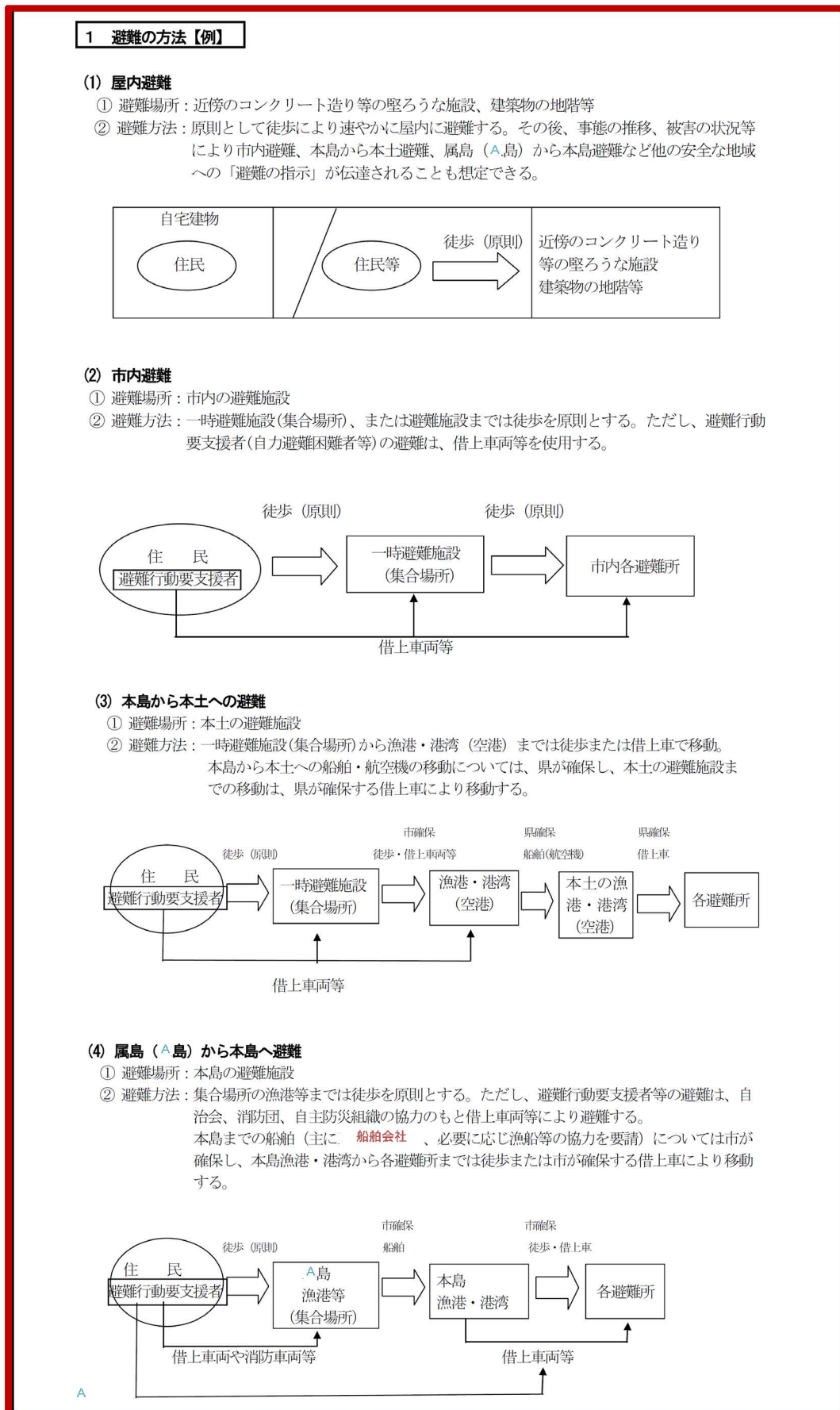
■小学校区別の避難関連施設等

No.	小学校区	地域区分	行政区名	人口	県内避難				県外避難			圏域外避難・県外避難				輸送における必要台数		
					避難施設		主な一時集合場所（避難場所等）		待機場所	空港	港・漁港	待機場所 A	空港名 A	港名 A	漁港名 B	バス	航空機	船舶
					施設名	所在地	集合場所名	所在地										
1	小学校区 A	A 島	行政区	8,192	避難施設 C 避難施設 D 避難施設 E	(住所)	一時集合場所 A 一時集合場所 B 一時集合場所 C 一時集合場所 D	(住所)				待機場所 A	空港名 A	港名 A	漁港名 B	164	55	17
2	小学校区 B	A 島	行政区	5,434	避難施設 F 避難施設 G 避難施設 H 避難施設 I 避難施設 J 避難施設 K	(住所)	一時集合場所 E 一時集合場所 F 一時集合場所 G 一時集合場所 H 一時集合場所 I 一時集合場所 J	(住所)				待機場所 A	空港名 A	港名 A	漁港名 B	109	37	11
3	小学校区 C	A 島	行政区	6,539	避難施設 L 避難施設 M 避難施設 N 避難施設 O 避難施設 P	(住所)	一時集合場所 K 一時集合場所 L 一時集合場所 M 一時集合場所 N	(住所)				待機場所 A	空港名 A	港名 A	漁港名 C 漁港名 D	121	44	14
4	小学校区 D	A 島	行政区	6,834	避難施設 Q 避難施設 R 避難施設 S	(住所)	一時集合場所 O 一時集合場所 P 一時集合場所 Q	(住所)				待機場所 A	空港名 A	港名 A	漁港名 B	137	46	14

vii)

ウ 【着上陸侵攻のパターン事例③】

図表 18 着上陸侵攻のパターン事例③
(パターン外資料)



図表 19 着上陸侵攻のパターン事例③

(パターン資料)

ii) ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応をすることが必要となる。

このため、県計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

② 離島である本市における避難については、次の対応を基本として対応を検討する。

離島である本市における避難では、島外への避難を前提として考えた場合に、全住民の避難が可能な運送手段を確保することが必要となるが、島内の運送手段の確保については、原則として市が行い、島内空港・港湾等から本土の避難先までの運送手段については、県が、国及び指定公共機関並びに指定地方公共機関である運送事業者と調整して確保することが基本である。

市では、当該運送手段の確保の状況を踏まえ、島内の住民を、運送の拠点となる港湾へ運送するバスや公用車などを確保し、各地区の住民に周知を行うことが措置の中心となる。

iii) ③ 属島であるA島地区における避難については、次の対応を基本として対応を検討する。

属島であるA島地区における避難では、島外への避難を前提として考えた場合に、全住民の避難が可能な運送手段を確保することが必要となるが、市において **船舶会社** 及び指定公共機関並びに指定地方公共機関である運送事業者と調整して確保することが基本である。

市では、運送の拠点となる港湾へ運送する借上車両や消防車両などを確保し、各地区の住民に周知を行うことが措置の中心となる。

(但し、交通手段が不足する場合は、警察署の意見を聞いた上で、自家用車等を交通手段として示すことができる。)

※ 漁船の利用にあたっては、通常の輸送手段の確保が困難な場合で、遵守すべき現行法規内での協力であって、かつ漁業従事者等の自発的な意志にゆだねられるものである。また、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

【着上陸侵攻の場合の避難実施要領】

(本土への避難の場合)

〇〇市長
〇月〇日〇時現在

避難実施要領 (例)

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇市に対する武装工作員の侵攻の可能性を考慮し、警報を発令し、〇〇市の全域を要避難地域とする避難措置の指示を行った……………。

(対処基本方針の内容、警報の内容、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。)

知事は、別添の避難の指示を行ったところである(避難の指示を添付)。

<p>2 避難誘導の方法</p> <p>(1) 避難誘導の全般的方針</p> <p>〇〇市は、全域の住民約〇〇〇〇〇名について、〇〇日12:00を目途に避難住民の運送を開始する。避難は、〇日～〇日の3日かけて行う。</p> <p>島外への避難住民の運送は、〇〇港から、〇〇郵船のフェリー〇隻をピストン運送して行うとともに、緊急時には、これ以外にも海上保安部等の船艇・航空機及び海上自衛隊の輸送艦艇が避難住民の運送に当たるよう要請している。</p> <p>出航便の1時間前に港湾に到着できるように、〇〇バスにより、島内を循環して、住民を移動させる。</p> <p>〇〇市は、住民を徒歩により、バス停に集合させるものとし、自家用車の使用は、特別な事情がある場合以外は、認めない。</p> <p>避難先は、当面の間は、〇〇市の〇〇地区は〇〇公民館及び〇〇体育館、〇〇地区は〇〇公民館及び〇〇体育館とする。</p>	<p>※ 島外への輸送手段については、県が国、指定地方公共機関(又は指定公共機関)である運送事業者の輸送手段をチャーターする。</p> <p>※ 島内の各地域からフェリーの発着港湾までの移動は、基本的には、市が、島内のバスや公用車両を活用して行う。交通手段が不足する場合は、警察署の意見を聞いた上で、自家用車等を交通手段として示すことができる。</p>
<p>(2) 事前準備の呼びかけ</p> <p>全住民に対して、告知放送、広報車等を活用して、避難のための準備を行うことを呼びかけ、周知する。</p> <p>職員は、担当地域を配分して、各自治会・公民館単位での避難者リストを、自治会長・公民館長や消防団長の協力を得て作成する。その際、各地区の避難希望日時の要望を聴取する。</p> <p>避難用バスの時間等については、告知放送や広報車等により知らせるとともに、隣近所同士で声を掛け合うように呼びかける。</p> <p>避難行動要支援者については、一般の住民よりも避難に時間を要することから、危急の場合に対応できるように、早期の避難を促す。また、避難行動要支援者支援班を設けて、避難の支援を行う。</p>	<p>※ 島外への避難の手段が限られることから、可能な限り、残留者が取り残されないような個別訪問等の対応を心がける。</p> <p>※ 誘導に際しての留意点、各部の役割、連絡・調整先等の記載は略。</p>
<p>(3) 避難所等までの避難</p> <p>避難所等までは、徒歩により移動する。自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。</p> <p>〇〇市は、避難者リストを作成し、各地区の住民は、出来るだけまとまって集団で行動するよう努める。</p> <p>避難の最終日においては、避難者リスト等に基づき、残留者を個別訪問して、避難の有無を確認する。</p> <p>(4) 港湾における対応</p> <p>港湾においては、避難連絡所を設置して、職員が、作成した避難者リストにより避難住民の確認を行う。また、各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行うとともに、順次、住民を落ち着いて、乗船させるとともに、食料や飲料水を配給する。</p> <p>(5) 避難先における対応</p> <p>避難先の港湾においては、連絡所を設置し、県の支援により、〇〇避難所までの運送手段の調整を行う。</p>	

iv)

v)

<p>【着上陸侵攻の場合の避難実施要領】 (属島 (A島) から本島への避難の場合)</p> <p style="text-align: right;">〇〇 市長 〇月〇日〇時現在</p> <p style="text-align: center;">避難実施要領 (例)</p> <p>1 事態の状況、避難の必要性</p> <p>対策本部長は、〇島に対する武装工作員の侵攻の可能性を考慮し、警報を発令し、〇〇市〇島の全島を要避難地域とする避難措置の指示を行った……………。</p> <p>(対処基本方針の内容、警報の内容、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。)</p> <p>知事は、別添の避難の指示を行ったところである(避難の指示を添付)。</p>	
<p>2 避難誘導の方法</p> <p>(1) 避難誘導の全般的方針</p> <p>市は、〇島の全域の住民約〇〇〇名について、〇〇日12:00を目途に避難住民の運送を開始する。</p> <p>島外への避難住民の運送は、〇〇港から、船舶会社をピストン運送して行うこととする。緊急時には、これ以外にも〇〇海上保安署等の船艇及び海上自衛隊の輸送艦艇等が避難住民の運送に当たり、必要に応じ漁船等の協力を要請する。</p> <p>出航便の一時間前に〇〇港に到着できるよう、消防車両等を利用し島内を循環して、住民を移動させる。</p>	<p>※ A島各島の各地域からフェリー発着港までの移動は、基本的には、徒歩を原則とするが、状況により借上車両や消防車両等を活用して行う。交通手段が不足する場合は、警察署の意見を聞いた上で、自家用車等を交通手段として示すことができる。</p>
<p>(2) 事前準備の呼びかけ</p> <p>全住民に対して、告知放送等により、避難のための準備を行うことを呼びかける。また消防車両等を活用して周知する。</p> <p>職員は、担当地域を配分して、各自治会単位での避難者リストを、自治会長や消防団の協力を得て作成する。</p> <p>避難行動要支援者については、一般の住民よりも避難に時間を要することから、危急の場合に対応できるよう、早期の避難を促す。また、避難行動要支援者支援班を設けて、避難の支援を行う。</p> <p>(3) 港湾における対応</p> <p>港湾においては、避難連絡所を設置して、職員が、作成した避難者リストにより避難住民の確認を行う。また、各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行うとともに、順次、住民を落ち着いて、乗船させる。</p> <p>(4) 避難先における対応</p> <p>避難先の港湾においては、連絡所を設置し、避難所である〇〇体育館までの運送手段の調整を行う。</p>	<p>※ 島外への避難の手段が限られることから、可能な限り、残留者が取り残されないような個別訪問等の対応を心がける。</p>

vi)